

令和7年度

清 掃 事 業 概 要

高岡市生活環境文化部

環境政策課

目 次

第1章 総 説

- 1 高岡市における廃棄物処理の概要 1～3

第2章 組 織

- 1 機 構 4
- 2 事務分掌 5
- 3 職員配置 6

第3章 予算・決算及び原価

- 1 概 要 7
- 2 予 算 7～9
- 3 決算及び原価 9

第4章 処理施設及び車両

- 1 施設配置図 10
- 2 施設の概要 11～15
- 3 車 両 16

第5章 ごみ処理

- 1 一般廃棄物の計画処理区域 17
- 2 一般廃棄物の収集処理形態 17
- 3 ごみ集積ステーション 18
- 4 収集区域 18～19
- 5 ごみの排出量 20～22
- 6 ごみの処理・処分量 23～28
- 7 ごみ処理施設における排水等の測定値 29

第6章 事業系一般廃棄物

- 1 事業系一般廃棄物の処理 30
- 2 事業系一般廃棄物の減量化・資源化 31～33
- 3 今後の課題 33

第7章 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

- 1～5 概要・基本方針・減量化目標・リサイクル率・資源化目標・最終処分場 34
- 6 令和7年度一般廃棄物処理実施計画 35

第8章 ごみの減量化・資源化

- 1 高岡市廃棄物減量等推進審議会の設置 36
- 2 廃棄物減量等推進員の委嘱 36
- 3 ごみ集積場設置補助金交付制度 36
- 4 事業者処理責任の徹底 36
- 5 資源再生品集団回収事業奨励金交付制度 36
- 6 リサイクル率の推移 37

7	啓発・広報活動	37
8	食品ロス・食品廃棄物対策の推進	37
9	メダルプロジェクトの参加	38
10	容器包装廃棄物の資源化	38
	容器包装廃棄物の分別収集・処理フロー	39
第9章 し尿処理		
1	概 要	40
2	高岡市し尿処理対策審議会	41
3	浄化槽清掃業許可業者	41
第10章 環境美化		
1	美しいまちづくり市民運動	42～43
2	公衆便所の維持管理	44
	環境美化協定締結団体一覧表	45
参考資料 条例及び規則等		46～86
付録 年表		87～100

第1章 総 説

第1章 総 説

高岡市における廃棄物処理の概要

1 ごみ部門

本市の清掃事業は、明治34年（1901年）に業者の請負制度から始まり、幾多の変遷を経て、現在では市内全域を計画収集区域とする分別収集システムを確立している。この間、逐次、近代的な処理施設の導入を図り、その適正処理に努めてきた。

平成17年11月1日、旧高岡市と旧福岡町との合併により新高岡市が誕生したことに伴い、平成20年3月に「高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「高岡市災害廃棄物処理計画」を策定した。その後、「高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の前期目標年度を過ぎたことから見直しを行い、平成24年3月に計画の一部改定を行った。

計画の策定から10年が経過し、その間、ごみ処理を取り巻く社会情勢が変化してきた。国では廃棄物処理に関する基本方針の改定などを行い、本市においても資源物等の回収方法の変更や分別の見直し、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの本格実施などを行ってきた。

また、東日本大震災などを受け、国は災害廃棄物対策指針の策定・改定を行った。これを踏まえ、平成30年3月に「第2次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の策定及び「高岡市災害廃棄物処理基本計画」の改定を行った。

家庭系ごみ・資源物は、合併後も旧高岡市地域と旧福岡町地域とで異なるごみの分別・収集を行っていたが、平成26年10月からの高岡地区広域圏事務組合の新ごみ処理施設（高岡広域エコ・クリーンセンター）の本格稼働に併せて、分別・収集の統一を行った。分別の見直しに伴い、中間処理施設（リサイクルプラザ・福岡リサイクルセンター）を廃止し、市民がごみを直接持ち込み出来る施設（高岡・福岡ストックヤード）として活用してきた。

令和2年1月、旧焼却場（環境クリーン工場）跡地に新たに高岡市ストックヤードを建設し、令和2年4月から市民のごみの受け入れを行っている。

（1）収集事業

ごみの収集運搬は、昭和8年、荷車により市街中心部の各戸週1回の積込収集で開始された。

その後、隣接町村との合併やごみの増加等に伴い、ステーション方式の導入や収集車両の機械化を図り、衛生的処理の推進と収集効率の向上に努めてきた。

平成7年6月、近年の社会経済の発展や生活水準の向上に伴い大量に排出される容器包装廃棄物のリサイクルを促進するため、「容器包装リサイクル法」が公布された。

本市では、平成8年11月に「高岡市容器包装廃棄物分別収集計画」を策定し、市民の理解と協力を求めながら、より一層の分別排出・分別収集の徹底と分別の細分化の実施、ごみの適正処理

体制の確立に努めていくこととし、平成9年4月からは牛乳パック、平成10年10月からは飲食用の缶・びん・ペットボトルの収集を開始した。

さらに、平成11年7月に策定した「第二期高岡市容器包装廃棄物分別収集計画」に基づき、平成14年度から「プラスチック容器」と「紙箱・包装紙」の全市域収集を実施したことにより、容器包装リサイクル法に規定する8種10品目全ての分別収集体制を確立した。

平成26年10月からのごみの分別見直しにより、飲食用の缶・びん・ペットボトルを、それぞれ分別して収集することとした。

令和6年10月からは、「プラスチックに係る資源循環に関する法律第33条第1項」に規定する「再商品化計画」の認定を受け、従来は別々に収集していた「容器包装プラスチック」と「製品プラスチック」を一括して回収する「プラスチック資源類」一括回収を開始した。

(2) 処理事業

①焼却施設

昭和8年、内免地内に処理能力40t/日の焼却炉を建設し、本格的な処理事業を開始した。

昭和39年に長慶寺地内に新たな焼却炉を建設し、ごみを焼却処理してきたが、増え続けるごみ量と多様化するごみ質に対応しきれなくなり、隣接する室内温水プールへ余熱を供給する設備を完備した270t/日の処理能力を擁する全連続燃焼式焼却炉を建設し、昭和55年から稼働した。

また、近隣市町村との広域処理についてはさらなる効率的な適正処理の確保の為、高岡地区広域圏事務組合の構成3市（高岡市、氷見市、小矢部市）で、ごみ処理施設整備事業を行うこととし、平成10年4月に同組合事務局内に推進体制を設置、平成24年9月に、ごみ処理施設建設工事に着手、平成26年10月から新ごみ処理施設の本稼働をした。それに伴い、旧焼却施設は平成26年7月に焼却停止、平成26年9月末に廃止となった。

②高岡市ストックヤード

令和2年1月、旧焼却場（環境クリーン工場）跡地に高岡市ストックヤードを建設し、令和2年4月から家庭系一般廃棄物の一時保管施設として市民のごみの受け入れを行っている。

これに伴い、平成26年10月1日から稼働していた高岡ストックヤード（旧高岡市リサイクルプラザ）及び福岡ストックヤード（旧福岡リサイクルセンター）は、令和2年3月末に受け入れを停止した。

平日・日中に持ち込むことが難しい市民の方を考慮して、受入日を月曜日～金曜日ではなく、火曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）とした。

(3) 最終処分場(埋立処分場)

埋立処分場は、昭和43年に国吉地先の山間地に6,292平方メートルの用地を取得し、同年10月からサンドイッチ方式による埋立を開始した。その後、増加する燃やせないごみに対処するため、遂次敷地の拡張に努めてきた。埋立処分場の本格的整備は、昭和54年から57年にかけてA地区・

B地区（埋立容量533,000立方メートル）、平成10年度にはC地区（埋立容量112,000立方メートル）、平成19年度から20年度にはD地区（埋立容量115,000立方メートル）を整備した。また、漏水検知システムを備えるなど一般廃棄物の適正処分に努めながら埋め立てごみの減量化を進め、本処分場の延命化を図っている。

特に、平成26年10月のごみの分別見直しにより、これまで埋め立てごみ（陶磁器類）として出されていた飲食用のびんの一部が、本来の資源物として出されることになり、埋め立てごみが減少し、埋立処分場の延命化につながっている。

平成29年度に、「高岡市不燃焼物処理場」から「高岡市埋立処分場」へ改称した。

令和3年度から、市民ニーズに対応したサービス向上と業務の効率化を図るため一部業務の委託化を行っている。

2 し尿部門

戦後、わが国の農業がこれまでの人肥・堆肥から、化学肥料へ転換したことや、衛生的なし尿処理が必要となったことから、旧高岡市地域では、昭和34年度から38年度にかけて計画処理量80kℓ/日の嫌気性消化処理方式によるし尿処理施設を建設し、昭和36年度から稼働を開始した。その後、搬入量の急激な増加等で、昭和48年度に嫌気性消化槽の増設を行ったが、施設各所に経年的な老朽化が目立っていた。

その後、下水道整備の進捗に伴う、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量の減少などを背景に平成12年度から同敷地内において、スクラップアンドビルド方式にて建設工事に着手し、平成14年4月より好気性消化槽を設置し、生し尿は一部供用（処理能力30kℓ/日）を開始した。浄化槽汚泥は、平成15年3月より（処理能力36kℓ/日）供用開始し、合計処理量66kℓ/日の「高岡市し尿処理施設」として稼働している。

また、旧福岡町地域は、砺波地方衛生施設組合の処理施設「クリーンシステムとなみ（合計処理量55kℓ/日）」において、し尿・浄化槽汚泥・集落排水汚泥の処理をしている。

収集体制は、昭和30年から許可制での収集処理を行っているが、し尿収集行政の向上と適正化に向けて、昭和42年に既存業者の合併により（株）高岡市衛生公社が設立された。

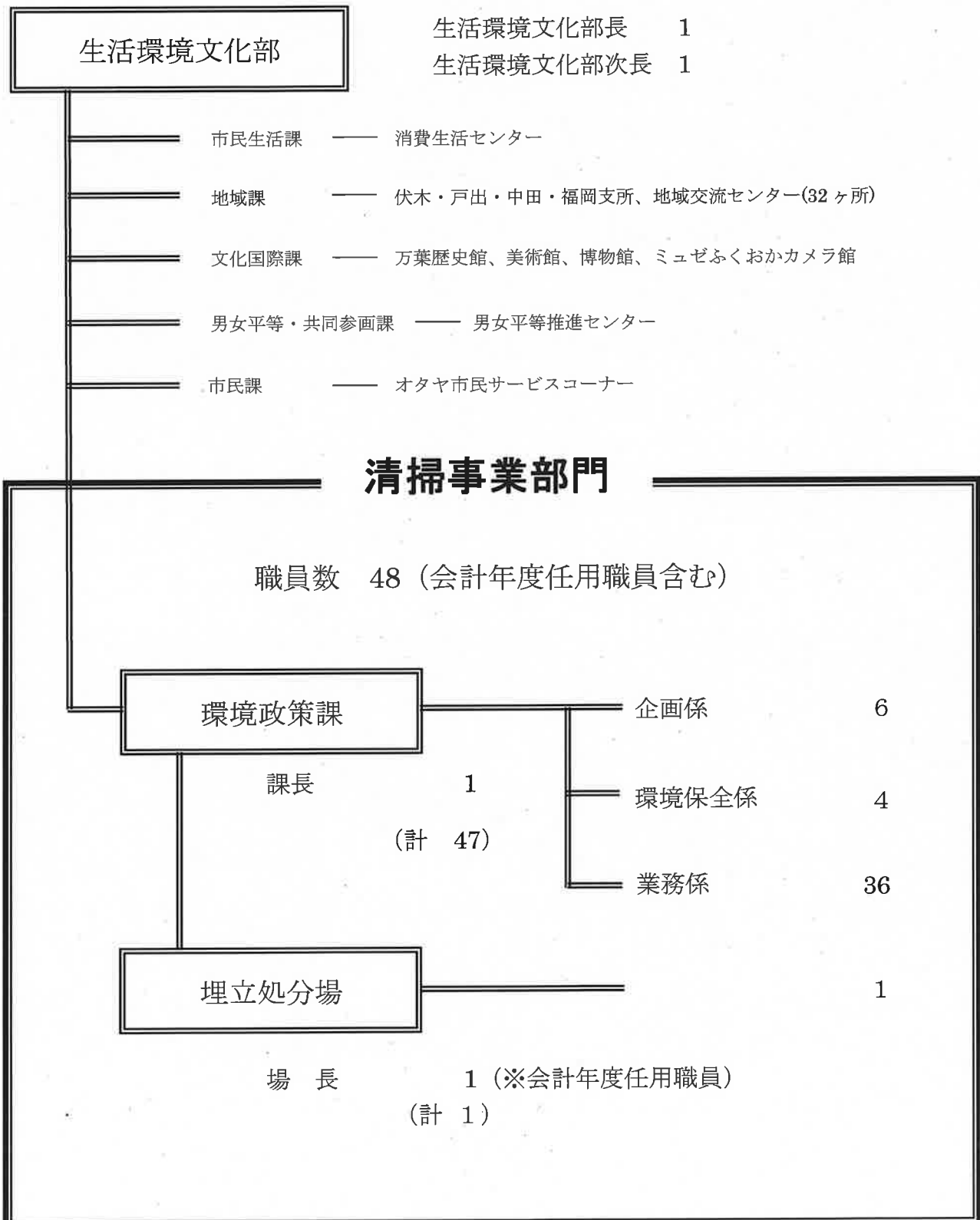
現在は、（株）高岡市衛生公社（戸出・中田・福岡地区除く高岡市内）、デムラ工業（株）（戸出・中田地区）、（有）福岡クリーン・アルファ（福岡地区）の3社を許可業者とし、円滑な収集に努めている。

第2章 組 織

第 2 章 組 織

1. 機 構(令和7年4月1日)

(単位：人)



2. 事務分掌

(1)環境政策課

企画係

- ① 循環型社会づくりに関すること
- ② ごみ減量化、資源化及びリサイクルの推進に関すること
- ③ ごみの分別の見直しに関すること
- ④ 一般廃棄物処理業の許可・指導に関すること
- ⑤ 災害廃棄物処理及び公費解体に関すること

環境保全係

- ① 環境保全対策に関すること
- ② 公害対策・公害苦情処理・公害防止協定に関すること
- ③ 浄化槽の設置届受理、指導に関すること
- ④ カラス対策に関すること
- ⑤ 環境教育、啓発に関すること
- ⑥ し尿処理施設等の管理に関すること

業務係

- ① 一般廃棄物の収集・運搬業務及び委託業者との連絡・調整・指導に関すること
- ② 収集体制の見直しに関すること
- ③ 環境政策課施設及び車両の管理に関すること
- ④ 高岡地区広域圏事務組合及び砺波地方衛生施設組合との連絡調整に関すること
- ⑤ ごみの不法投棄防止及び野外焼却に関すること
- ⑥ 美しいまちづくり高岡市民連絡会議に関すること
- ⑦ 特別清掃活動、環境美化活動及び海岸漂着物対策に関すること
- ⑧ 労働安全衛生委員会に関すること
- ⑨ 予算管理及び庶務に関すること

(2)埋立処分場

委託業者の管理・指導に関すること

3. 職員配置

(令和7年4月1日現在)

区 分		環境政策課	埋立処分場	計
一般職	課 長	1		1
	場 長(会計年度任用職員)		1	1
	係 長	3		3
	主 任	6		6
	主 事	3		3
	小 計	13	1	14
技能労務職	主任業務指導員	4		4
	主任運転手			
	主任技士			
	主任技士(兼)運転手			
	主任業務士(兼)運転手	20		20
	主任業務士			
	業務士(兼)運転手			
	業務士			
	会計年度任用職員	10		10
	小 計	34		34
合 計		47	1	48

第3章 予算・決算及び原価

第 3 章 予算、決算及び原価

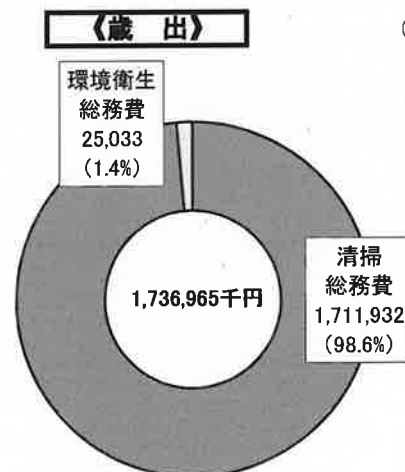
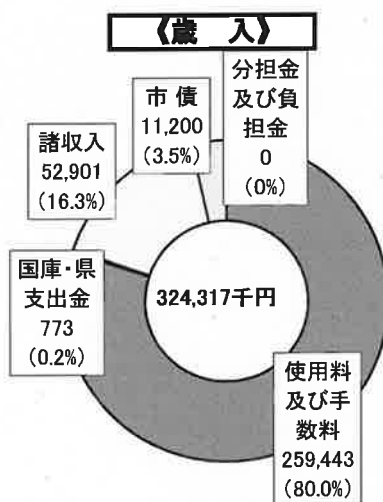
1 概 要

令和7年度のごみ処理及び美化事業等の歳出予算は、**1,736,965千円**であり、本市の予算（一般会計81,783,000千円）に占める割合は、**約2.1%**となっている。

2 予 算

令和7年度清掃事業の主要施策は次のとおりである。

- ① 収集運搬業務及び受入施設の効率的な運営
 - ・ 高岡市ストックヤードの安全運転管理
 - ・ 収集業務の一部民間委託
 - ・ 埋立処分場業務の一部民間委託
- ② ごみの減量化、資源化の促進
 - ・ ごみの分別収集による資源化の促進
 - ・ ごみ処理の民間委託の拡大
 - ・ 資源再生品集団回収事業奨励金交付制度
- ③ 分別収集の徹底
 - ・ 集積場設置補助金交付制度、カラス被害対策用集積場設置補助金
 - ・ ごみの出し方カレンダーの作成配布
 - ・ 家庭系ごみの分け方と出し方の作成配付（隔年）
- ④ 環境美化活動の推進
 - ・ 美しいまちづくり高岡市民連絡会議を中心とした清掃実践活動
 - ・ 不法投棄の防止対策
 - ・ 高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例の普及・推進
- ⑤ 公費解体事業の実施
 - ・ 令和6年能登半島地震に伴う公費解体の実施



(単位:千円)

(1) 歳 入

(単位:千円)

内容	本年度	前年度	比較	説 明
使用料及び手数料	259,443	251,121	8,322	一般廃棄物処理手数料 持込手数料 他
県支出金	773	696	77	海岸漂着物対策事業費補助金他
諸収入	52,901	33,900	19,001	資源再生品売却代他
市 債	11,200	13,000	△ 1,800	ごみ収集車整備事業
計	324,317	298,717	25,600	

(2) 歳 出

(単位:千円)

目	本年度当初	前年度当初	比較	主な事業
環境衛生総務費	25,033	18,253	6,780	環境共生まちづくり事業費 循環型社会づくり事業費 11,040 美しいまちづくり事業費 13,993
清掃総務費	1,711,932	2,719,232	△ 1,007,300	ごみ収集事業費 521,858 ごみ減量化・資源化事業費 172,810 清掃施設管理事業費 高岡市ストックヤード維持管理事業費 64,209 埋立処理場管理事業費 84,318 清掃業務施設管理事業費 42,794 し尿処理事業費 四屋し尿処理施設管理事業費 41,568 高岡地区広域圏事務組合(ごみ共同処理)分担金 504,648 砺波地方衛生施設組合分担金 23,496 その他事業費 256,231
合計	1,736,965	2,737,485	△ 1,000,520	

(3) 歳出予算の推移（当初予算）

（単位：千円）

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
環境衛生総務費	21,414	21,487	18,183	18,253	25,033
清掃総務費	2,027,208	1,625,267	1,677,371	2,719,232	1,711,932
工場管理費	0	0	0	0	0
計(a)	2,048,622	1,646,754	1,695,554	2,737,485	1,736,965
一般会計 歳出予算(b)	66,328,860	68,097,590	68,896,338	74,710,552	81,783,000
一般会計に占める 割合 (a)/(b)×100	3.1%	2.4%	2.5%	3.7%	2.1%
人口一人当たりの 清掃等予算(円)	12,166	9,882	10,274	16,769	10,557
一世帯当たりの 清掃等予算(円)	29,449	23,679	24,237	38,935	24,088

3 決算及び原価（環境美化関連事業含む。）

(1) 決算の推移

（単位：千円）

区分 \ 年度	R3		R4		R5		R6	
総務費								
環境衛生総務費	18,439	0.0%	18,375	0.0%	24,556	0.0%	21,404	0.0%
清掃総務費	1,960,208	2.6%	1,613,710	2.3%	1,757,410	2.3%	2,488,132	3.0%
工場管理費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	1,978,647	2.6%	1,632,085	2.3%	1,781,966	2.3%	2,509,536	3.0%
一般会計 総計	74,670,905		71,546,985		77,239,304		83,209,955	

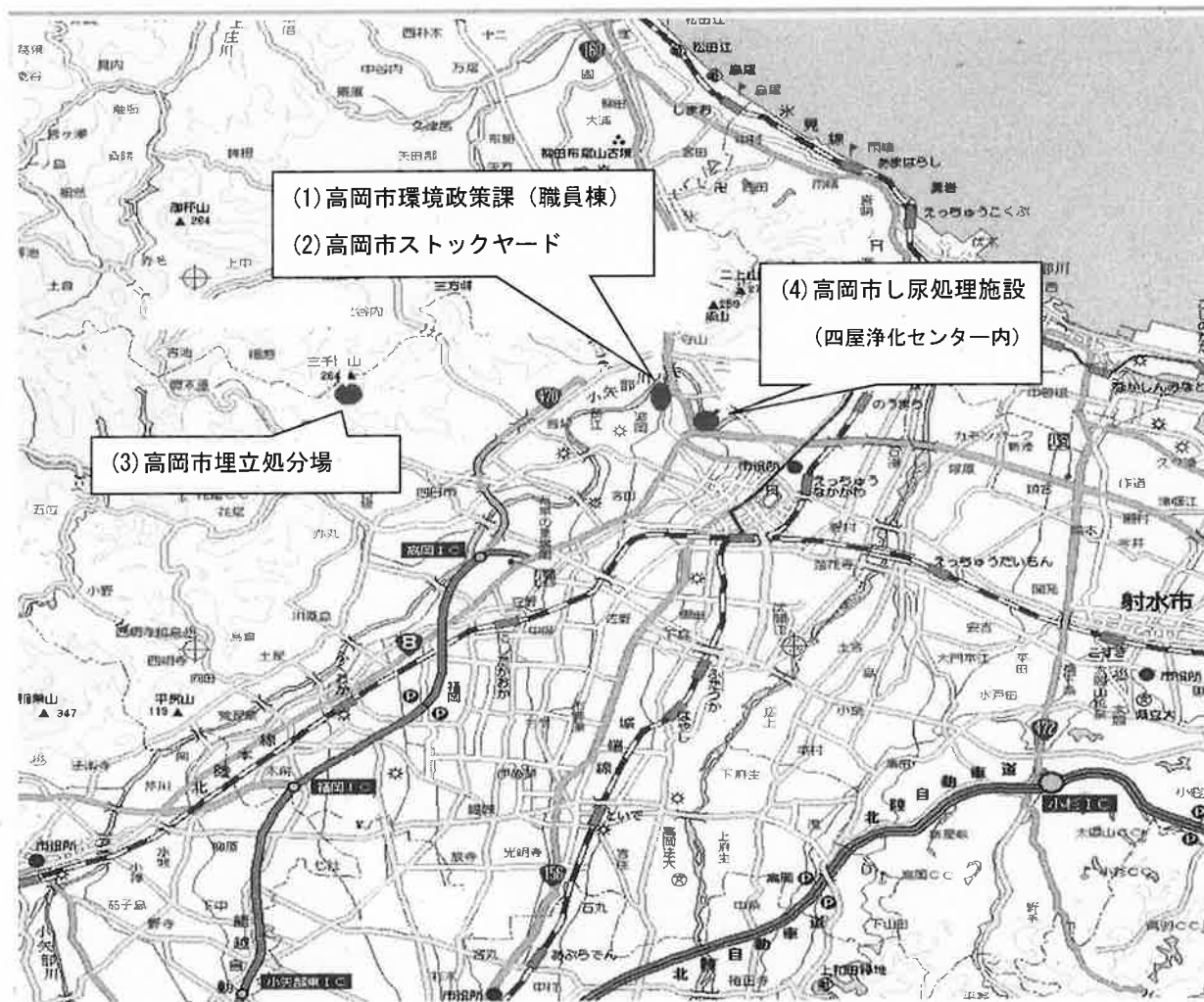
(2) 経費の内訳

区分 \ 年度	決 算 額 (千円)	年 間 処理量 (t)	総人口 (人)	世帯数 (戸)	経 費 内 訳 (円)		
					1t当たり	1人当たり	世帯当たり
R2	1,786,739	52,791	168,390	69,565	33,846	10,611	25,684
R3	1,978,647	52,174	166,641	69,544	37,924	11,874	28,452
R4	1,632,085	51,022	165,033	69,958	31,988	9,889	23,329
R5	1,781,966	49,791	163,248	70,309	35,789	10,916	25,345
R6	2,509,536	48,958	162,155	71,070	51,259	15,476	35,311

第 4 章 処理施設及び車両

第 4 章 施設及び車両

1 施設配置図



施 設 名	所 在 地
(1) 高岡市環境政策課（職員棟）	高岡市長慶寺 640 番地
(2) 高岡市ストックヤード	
(3) 高岡市埋立処分場	高岡市手洗野尾久保 18 番地
(4) 高岡市し尿処理施設 （四屋浄化センター内）	高岡市四屋 632 番地 1

2 施設の概要

(1) 環境政策課職員棟

名 称	高岡市環境政策課職員棟		
所 在 地	高岡市長慶寺 640 番地		
着工年月	平成 6 年 6 月	竣工年月	平成 7 年 5 月
敷地面積	1,628 m ²		
建築面積	471.07 m ² (延床面積 1,351.73 m ²)		
建 設 費	352,054 千円		
設計監理	高岡市		



環境政策課職員棟



車庫棟

(2) 高岡市ストックヤード

名 称	高岡市ストックヤード		
所 在 地	高岡市長慶寺 640 番地		
着工年月	平成 31 年 3 月	竣工年月	令和 2 年 1 月
敷地面積	7,160 m ²		
建築面積	848.82 m ² (延床面積 734.02 m ²)		
建 設 費	266,166 千円		
設計監理	高岡市		



受付棟 (計量・手数料の収受)



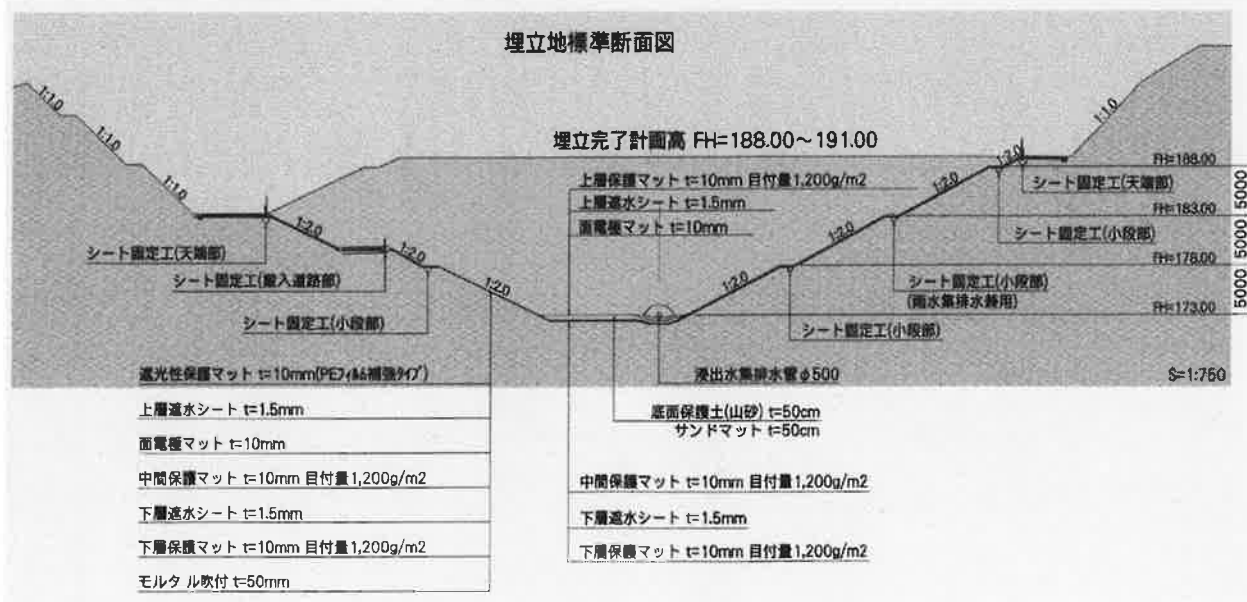
ストックヤード棟 (ごみ保管場所)

(3) 埋立処分地

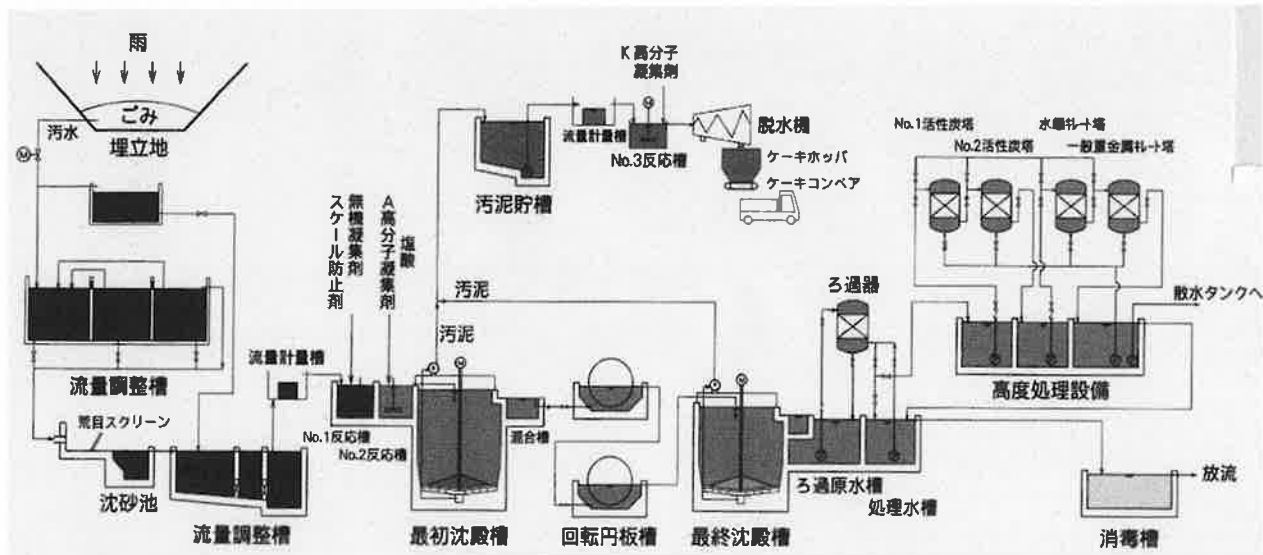
施 設 名	高岡市埋立処分場		所 在 地	高岡市手洗野尾久保 1 8 番地	
敷地面積	246,500 m ²	埋立面積	99,800 m ²	全体容量	760,000 m ³
埋立方式	サンドイッチ方式による準好気性埋立				
竣工年月	昭和 5 7 年 1 0 月 平成 1 1 年 6 月 (C 地区) 平成 2 1 年 3 月 (D 地区)				
設 計	高岡市				
総事業費	2,207,866 千円 (浸出液処理施設施工監理業務費含む)				
設 備	よう壁等流出防止設備、発生ガス処理施設、浸出水貯留設備、雨水等集排水設備、保有水等集排水設備、しゃ水設備 (2 重ゴムシート張り、保護マット)、漏水検知システム				

(4) 浸出液処理施設

施 設 名	高岡市浸出液処理施設	所 在 地	高岡市手洗野尾久保 1 8 番地
床 面 積	172.68 m ²		
処理能力	500 m ³ ／日		
処理方式	凝集沈殿処理＋生物酸化処理（回転円板接触法）＋高度処理（活性炭＋水銀キレート・一般重金属キレート）		
竣 工	昭和 5 6 年 5 月 平成 2 1 年 3 月		
設 計	高岡市		
総事業費	558,000 千円		



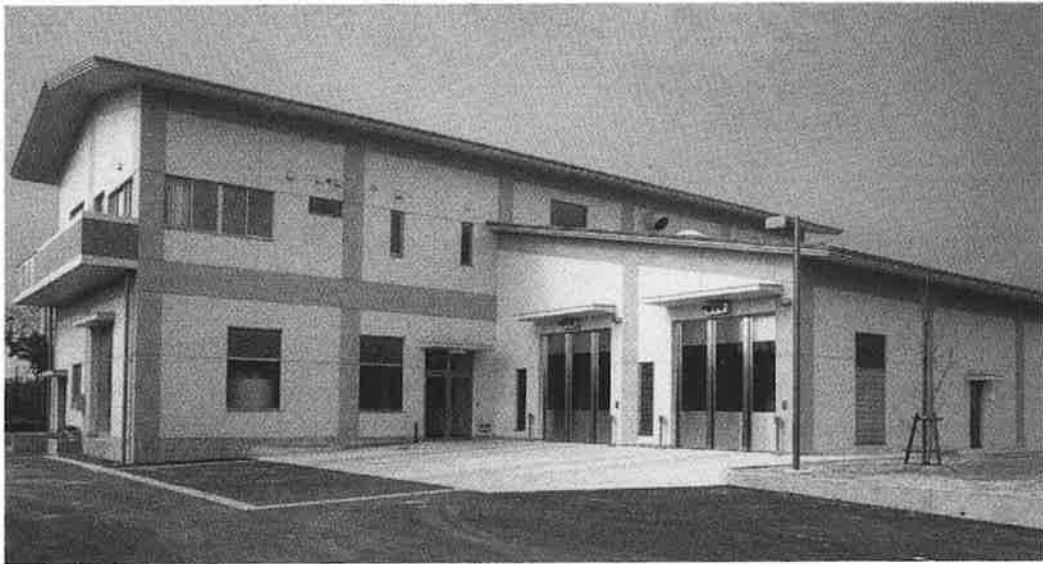
埋立地断面図



水処理のしくみ

(5) し尿処理施設

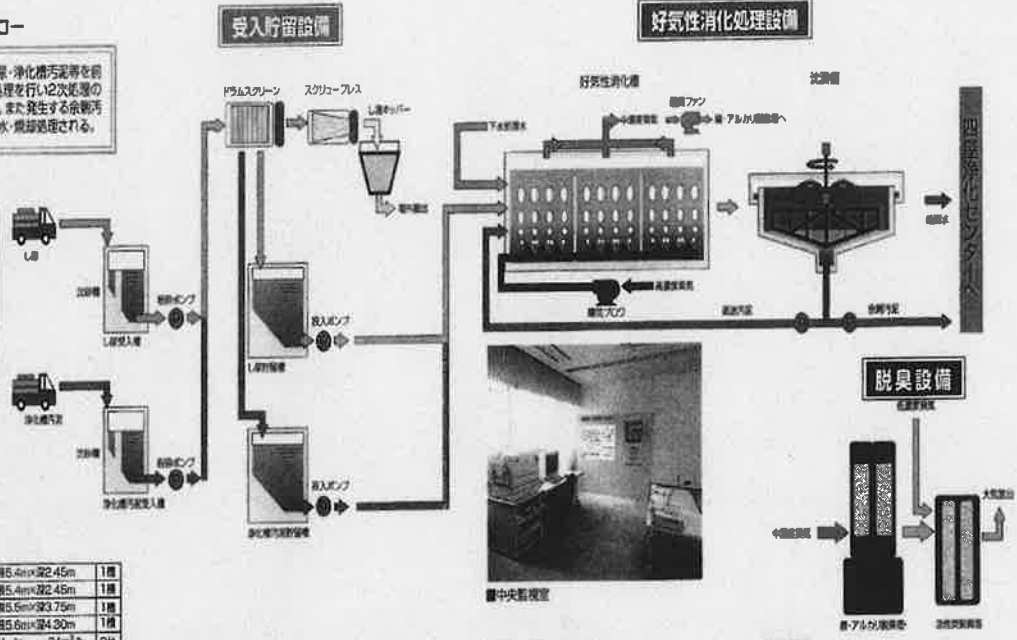
施設名	高岡市し尿処理施設 (四屋浄化センター内)	所在地	高岡市四屋 632-1
敷地面積	2,600 m ² (全体面積 29,691 m ²)	建築面積 (床面積)	623.0 m ² (1,109.6 m ²)
事業費	総事業費 1,123,290 千円 (工事請負費 1,083,810 千円) (事前調査費 39,480 千円)	財源内訳	起債 950,000 千円 一般財源 173,290 千円
		設計・施工監理	(株) 中部設計
着工年月	平成 12 年 12 月	竣工年月	平成 15 年 3 月
処理方式	好気性消化	希釈水	下水処理水
処理能力	66 kℓ/日 内 訳 生し尿 30kℓ 平成 14 年 4 月 供用開始 浄化槽汚泥 36kℓ 平成 15 年 3 月 供用開始		
1 次処理装置	好気性消化槽：3 槽		
2 次処理装置	下水処理施設 (活性汚泥方式)		
放流先	千保川 (小矢部川水系)		
脱臭設備	酸、アルカリ洗浄・活性炭吸着方式		
汚泥処理	下水処理施設 (脱水・焼却)		
備考	下水処理場内に併設 (2 次処理・汚泥処理)		



し尿処理施設

し尿・浄化槽汚泥処理フロー

し尿処理施設では搬入されるし尿・浄化槽汚泥等を前処理し、好気性消化により1次処理を行い2次処理のため下水処理施設へ搬出される。また発生する余剰汚泥については下水処理施設で脱水・焼却処理される。



主要施設概要

投入槽	し尿	幅2.7m×長さ5.4m×高さ2.45m	1機
	汚泥処理	幅2.7m×長さ5.4m×高さ2.45m	1機
	し尿	幅5.4m×長さ5.5m×高さ3.75m	1機
	貯留槽	幅5.4m×長さ5.6m×高さ4.30m	1機
処理設備	前処理設備	ドラムスクリーン	24m ² /h 2台
		スクリュープレス	2500kg/h 2台
	好気性消化槽	幅5.4m×長さ5.5m×高さ4.25m	3機
	脱水機	幅5.4m×長さ5.6m×高さ4.25m	1機
	脱臭設備	臭・アルカリ吸着装置	47m ³ /分 1基
		活性炭吸着装置	356m ³ /分 1基
	し尿受け	5m ²	1基
	投入槽	幅5.4m×長さ5.5m×高さ4.30m	1機
排水槽	幅5.4m×長さ5.3m×高さ4.30m	1機	

受入貯留設備

パッキンで密封されたし尿・浄化槽汚泥は、ドラムスクリーンで脱水され、スクリュープレスで脱水され、貯留槽に貯留されます。貯留されたし尿等は、定期的に好気性消化槽へ搬入されます。

好気性消化処理設備

受入貯留槽で貯留されたし尿等を、好気性消化槽へ搬入し、下水処理水で希釈され、微生物(活性汚泥)と混ぜられます。反応槽を巡り込むと微生物は汚濁物質を分解します。次に脱水機にて活性汚泥と脱水水に分離し、脱水水は下水処理場へ搬入されます。活性汚泥は好気性消化槽へ、良好な微生物を維持するため返され、一部は余剰汚泥として下水処理場へ搬入されます。

脱臭設備

受入貯留槽から発生する悪臭は、臭気検知装置で検知され、好気性消化槽の空気として供給し、微生物の活動を促進します。微生物により発生した臭気は、中温発酵として発生され、臭・アルカリ吸着装置にて吸着されます。臭・アルカリ吸着装置は、低濃度臭気として発生され、活性炭装置と合わせて活性炭装置にて脱臭化し、大気中に放出されます。

3 車 両

(令和7年4月1日現在) (単位:台)

区 分		環境政策課	埋立処分場	合 計
収 集 車	機械車	18		18
	運搬車 (トラック)	6	2	8
特 殊 車	ショベルローダー	1		1
	コンパクト			
	パワーショベル		1	1
	ホイールローダー	5	1	6
	フォークリフト	3		3
	ブルドーザー		1	1
連絡車		2	2	4
合 計		35	7	42



ハイブリッド式ごみ収集車

第 5 章 ごみ処理

第5章 ごみ処理

1 一般廃棄物の計画処理区域

面積 高岡市全域 209.58km²

人口 162,155人(令和7年3月末現在)

2 一般廃棄物の収集処理形態

項目			収集方法					処理方法	
			ステーション方式		直接 持込	戸別 収集	拠点 回収		集団 回収
			収集 主体	収集 回数					
家庭系ごみ	燃やせるごみ		直営・委託	週2回	○	○	—	—	高岡広域エコ・クリーンセンター（焼却）
	燃やせないごみ	飲食用缶類 （スチール缶・アルミ缶）	直営・委託	月2回	○	○	○	○	民間処理施設（資源化）
		飲食用ペットボトル	直営・委託	月2回	○	○	○	—	民間処理施設（資源化）
		飲食用びん （無色、茶色、その他色）	直営・委託	月2回	○	○	○	○ （ビール瓶等）	民間処理施設（資源化）
		紙箱・包装紙	直営・委託	月2回	○	○	○	○	民間処理施設（資源化）
		紙パック	直営・委託	月2回	○	○	○	○	民間処理施設（資源化）
		段ボール	直営・委託	月2回	○	○	○	○	民間処理施設（資源化）
	新聞紙、雑誌・チラシ		直営・委託	月2回	○	○	○	○	民間処理施設（資源化）
	金属類・家電品類		直営・委託	月2回	○	○	—	—	民間処理施設（資源化）
	プラスチック資源類		直営・委託	月2回	○	○	—	—	民間処理施設（資源化）
	乾電池等有害ごみ		直営・委託	月2回	○	○	—	—	民間処理施設（資源化）
	埋立ごみ （陶磁器類・ガラス類）		直営・委託	月2回	○	○	—	—	高岡市埋立処分場（埋立）
	わりばし		—	—	○	○	○	—	民間処理施設（資源化）
	廃てんぷら油		—	—	○	○	○	—	民間処理施設（資源化）
	使用済み小型家電		—	—	○	○	○	—	民間処理施設（資源化）
	粗大ごみ等 （集積場に出せないごみ）		直接搬入、戸別収集又は市許可業者による収集運搬						民間処理施設（資源化）、高岡広域エコ・クリーンセンター（焼却）又は高岡市埋立処分場（埋立）
	犬、猫等の小動物の死体		—	—	○	○	—	—	高岡広域エコ・クリーンセンター（焼却）
	処理困難物 （収集・持込みできないごみ）		購入先へ依頼又は専門の処理業者へ依頼						民間処理施設（資源化）
	家電リサイクル法対象品（冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、テレビ、洗濯機・衣料乾燥機）		購入先へ依頼又は家電リサイクル券を購入のうえ指定引取場所への持ち込み						民間処理施設（資源化）
	パソコン		直接持込、拠点回収、メーカーへ依頼又は一般社団法人パソコン3R推進協議会へ依頼						民間処理施設（資源化）
集団回収（古紙類、スチール・アルミ缶、びん類、布類）									民間処理施設（資源化）
事業系ごみ	燃やせるごみ		自己搬入、地元自治会の同意を得て事業系燃やせるごみ袋（1回につき2袋まで）を使用によるステーション収集回収又は市許可業者による収集運搬						高岡広域エコ・クリーンセンター（焼却）
	燃やせないごみ	不燃ごみ	自己搬入又は市許可業者による収集運搬						民間処理施設（資源化）、高岡市埋立処分場（埋立）
		木質系廃棄物、魚腸骨、生ごみ	自己搬入又は市許可業者による収集運搬						民間処理施設（資源化）
		粗大ごみ等		自己搬入又は市許可業者による収集運搬					
し尿、浄化槽汚泥			市許可業者（3業者）による収集運搬						高岡し尿処理施設 （一次処理後、下水道放流） クリーンシステムとみなみ （直接脱水型消化脱窒素処理）

3 ごみ集積ステーション

令和7年4月1日現在、燃やせるごみステーション(3,675箇所)、燃やせないごみのステーション(1,311箇所)が設置されているが、ごみ集積場設置基準を定めて住民の協力と理解を得ながら縮減に努めている。

燃やせるごみのステーションは約20世帯に1箇所、燃やせないごみのステーションは約50世帯に1箇所設置するように指導している。

4 収集区域

可燃物収集

(令和7年4月1日現在)

区 分	月・木収集地域	火・金収集地域
地 域	定塚・野村・能町ー 全地域	横田、西条、川原、東五位、福田ー 全地域
	牧野・伏木・古府・中田ー 全地域	小勢、佐野、木津、立野ー 全地域
	福岡・西五位・赤丸ー 全地域	太田・守山・二上・国吉・石堤ー 全地域
	下関ー 上関二区以外	山王・大滝・五位山ー 全地域
	二塚ー 上伏間江・下伏間江	下関ー 上関二区
	平米ー 片原中島町・片原町・高片原町	二塚ー 上伏間江・下伏間江以外の町内
	丸の内・本町・本丸町・あわら町	平米ー 御馬出町・一番町・守山町・千木屋町
	広小路・坂下町・小馬出町・源平町	三番町一部・木舟町一部・片原横町
	平米町・三番町一部・木舟町一部	一部・堀上町一部
	片原横町一部・堀上町一部	成美ー 京町・木町・五福町・新成町
	成美ー 向野町・向野本町・江尻・宝町・鶴寄町	開発本町・大町・袋町・熊野町一部
	大坪町・春日丘・江尻新町・明野町	博労ー 蓮美町・利屋町・永楽町・泉町・鐘紡町
	熊野町一部・志貴野しらとり台	清水町・風呂屋町・博労本町・博労町
	博労ー 大工中町・大鋸屋町・白金町	旅籠町・二番町・中島町・鴨島町・通町
	南幸町一部・関町一部・鴨島町一区一部	南幸町一部・関町一部・鴨島町一区一部
	戸出ー 狼・曙町・伊勢領・市野瀬	戸出ー 醍醐・西部金屋・石代・吉住・吉住新
	戸出町一部	大清水・春日・竹・光明寺・六十歩
		放寺・放寺新・行兼・岡御所・徳市
		戸出六丁目・戸出七丁目・戸出町一部

不燃物収集

区 分 曜 日	第1・3週収集地域	第2・4週収集地域
地 域	月－ 川原 火－ 西条 水－ 二上・能町・野村・木津・国吉・太田 福岡・西五位・赤丸 木－ 平米・福田・小勢・中田 金－ 守山・二塚・牧野	月－ 東五位・立野 火－ 横田・石堤 水－ 定塚・下関・博労・戸出全城・山王・大滝 五位山 木－ 伏木・古府 金－ 成美・佐野

可燃物収集区域データ

区分	委託収集区域	直営収集区域
年間ごみ収集量	16,565t	7,563t
集積場の数	2,981箇所	694箇所

不燃物収集区域データ

年間ごみ収集量	4,363t	696t
集積場の数	1,203箇所	107箇所

5 ごみの排出量（※他市からの搬入ごみを除く。）

(1) ごみ排出量の推移

(単位:t)

年度	家庭系ごみ (市収集)	事業系ごみ (直接搬入)	合 計	資源再生品 集団回収 (※35頁参照)	総排出量	指 数
R2	32,909	23,306	56,215	2,903	59,118	100.0
R3	32,203	23,578	55,781	2,851	58,632	99.2
R4	31,530	23,054	54,584	2,690	57,274	96.9
R5	30,166	23,356	53,522	2,356	55,878	94.5
R6	29,187	23,554	52,741	1,868	54,609	92.4

① 家庭系ごみの内訳（市収集ごみ）

(単位:t)

年度	燃やせる ごみ	燃 や せ な い ご み					合 計	指 数
		資源 再生品	容器包装 廃棄物	陶磁器類	高分子系 プラスチック 資源類	小 計		
R2	26,619	2,523	2,648	442	677	6,290	32,909	100.0
R3	26,214	2,353	2,623	389	624	5,989	32,203	97.9
R4	25,849	2,110	2,618	359	594	5,681	31,530	95.8
R5	24,633	2,015	2,479	454	585	5,533	30,166	91.7
R6	24,128	1,868	1,736	374	1,081	5,059	29,187	88.7

※令和6年10月からプラスチック一括回収開始。

② 事業系ごみの内訳（直接搬入ごみ）

(単位:t)

年度	燃やせるごみ	粗大ごみ	不燃物	木 質	その他	合 計	指 数
R2	18,411	944	371	2,865	715	23,306	100.0
R3	18,303	847	579	3,133	716	23,578	101.2
R4	18,322	535	367	3,316	514	23,054	98.9
R5	17,763	1,012	388	3,730	463	23,356	100.2
R6	17,827	1,062	362	3,906	397	23,554	101.1

③令和6年度災害廃棄物処理実績（令和6年能登半島地震）

発生日：令和6年1月1日

品目	処理済量
可燃ごみ	229.46t
不燃ごみ (ガラス・陶磁器類等)	52.66t
金属類 (小型家電含む)	59.42t (除湿機 42台)
木くず	1080.23t
がれき類 (灯籠・ブロック塀・コンクリート等)	3,785.13t
家電リサイクル品	489台
処理困難物 (廃タイヤ・混合廃棄物等)	217.02t
その他 (加工建材等)	2.66t

(2) 市民1人当たりの排出量

年 度		R2	R3	R4	R5	R6
人 口(人)		168,390	166,641	165,033	163,248	162,155
世 帯 主(世帯)		69,565	69,544	69,958	70,309	71,070
総排出量(t)		59,118	58,632	57,274	55,878	54,609
家庭系ごみ排出量(t)		32,909	32,203	31,530	30,166	29,187
排出量	1日当たり(t)	161.97	160.64	156.92	152.67	149.61
	1日1世帯当たり(g)	2,328.28	2,309.84	2,242.99	2,171.45	2,105.16
	1日1人当たり(g)	961.86	963.96	950.81	935.22	922.66
家庭系ごみ	1日当たり(t)	90.16	88.23	86.38	82.42	79.96
	1日1世帯当たり(g)	1,296.08	1,268.66	1,234.79	1,172.26	1,125.15
	1日1人当たり(g)	535.43	529.45	523.43	504.88	493.14

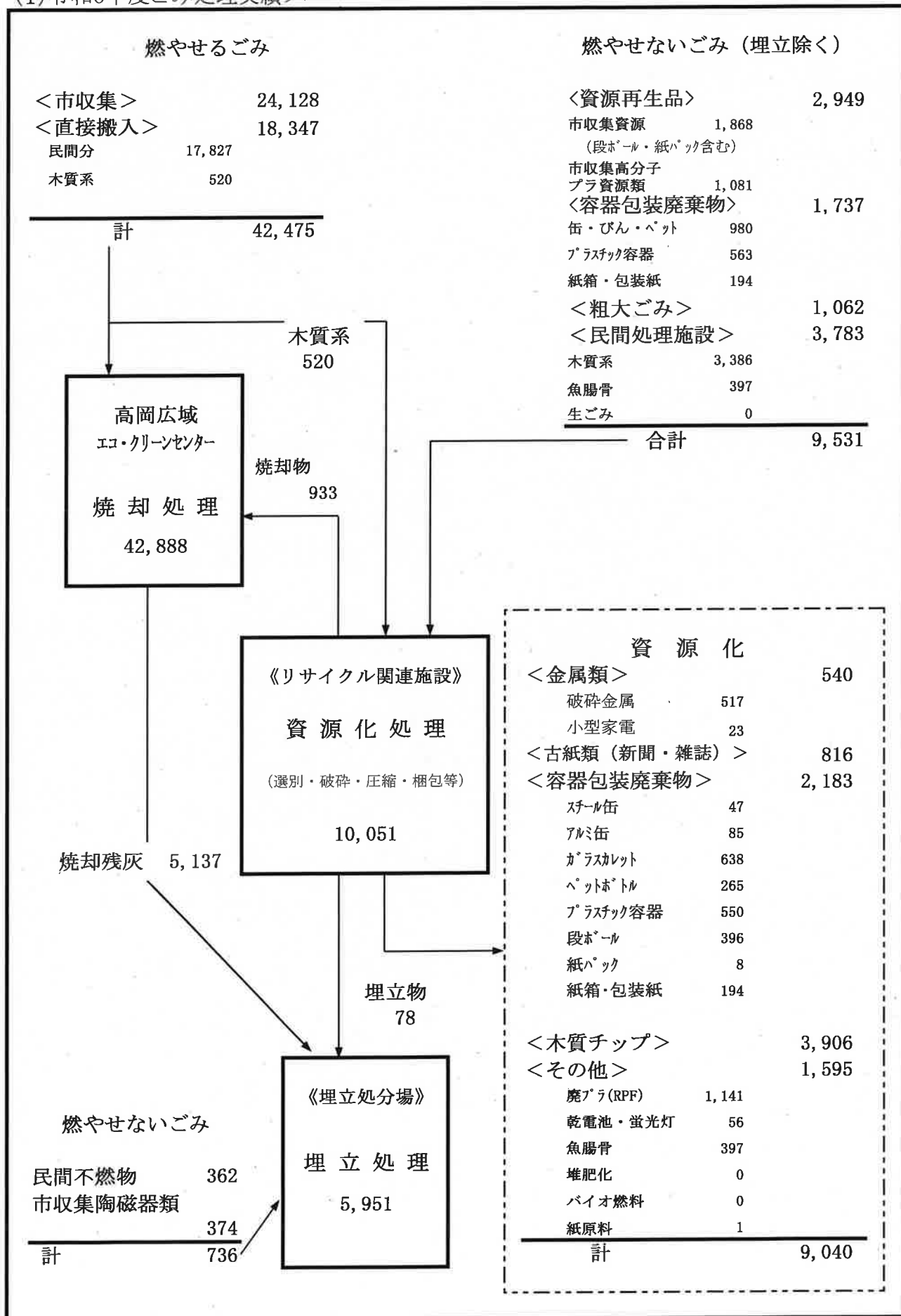
(3) 1日1台当たりの収集量、走行距離

年度	項目	収 集 量(t／台／日)		走行距離
		可燃物	不燃物	
R2		6.2	1.1	76.0
R3		6.1	1.2	72.3
R4		6.1	1.1	71.0
R5		6.0	1.1	68.5
R6		6.0	1.0	68.4

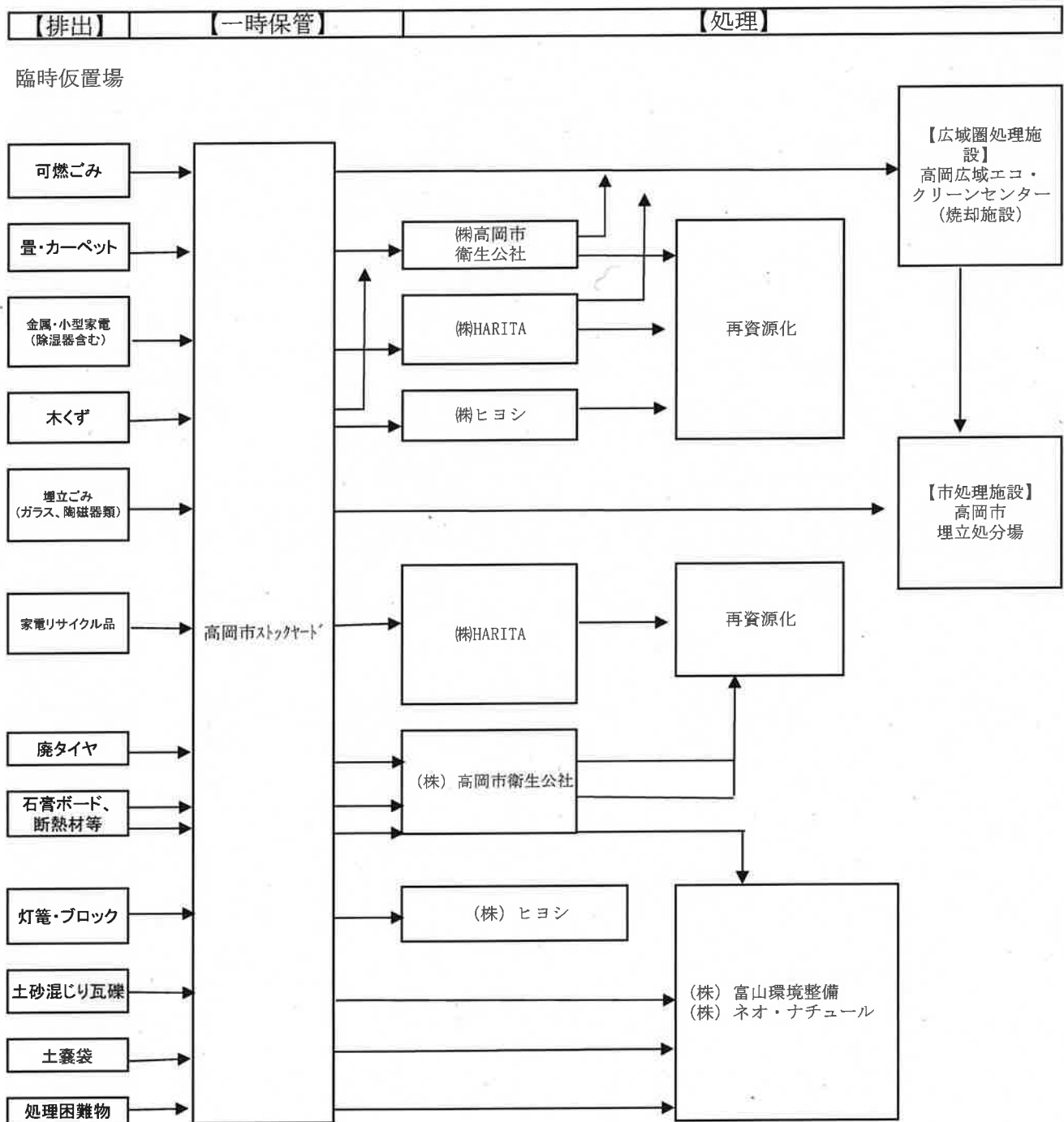
6 ごみの処理・処分量

(1) 令和6年度ごみ処理実績フロー

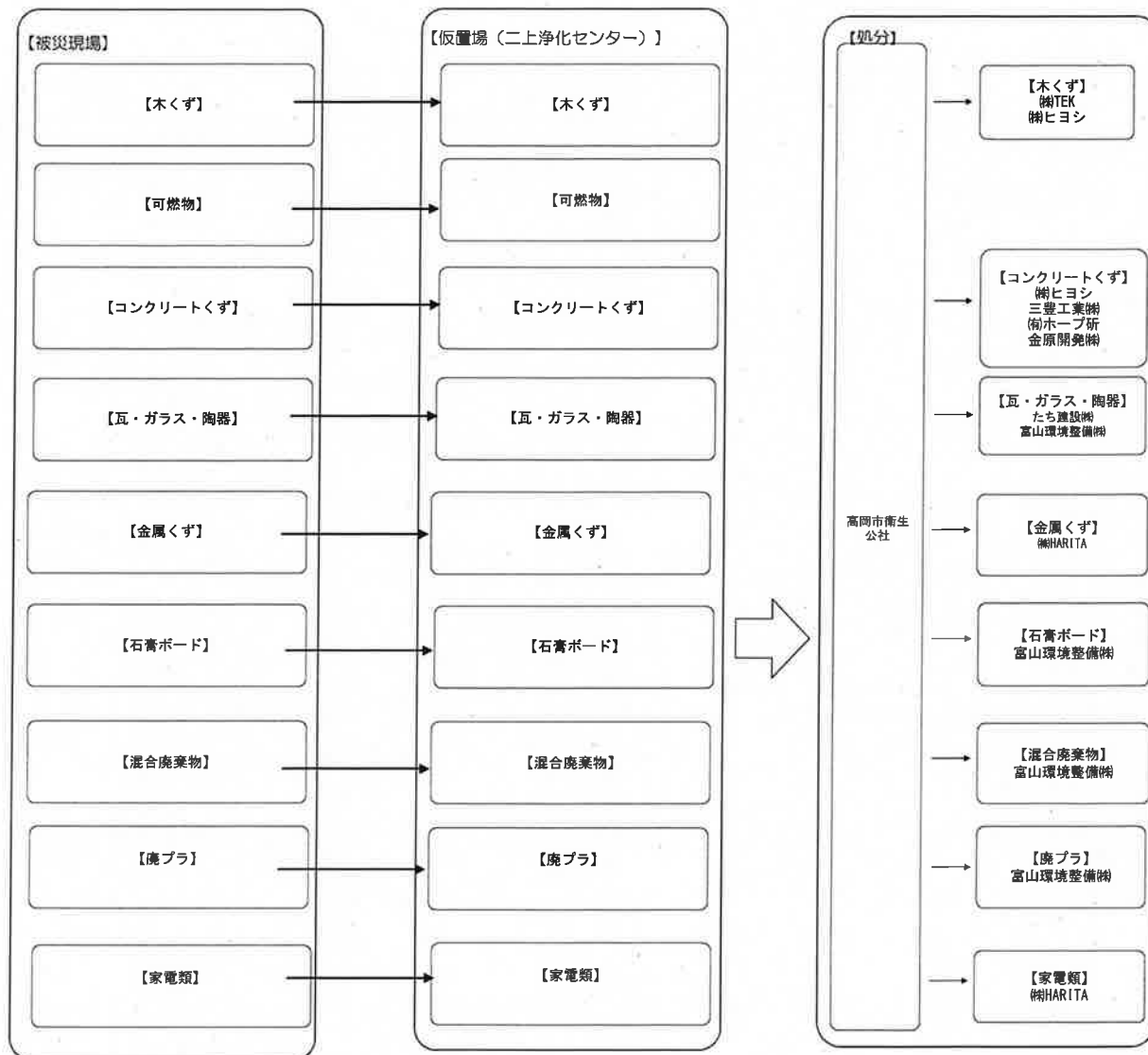
(単位：t)



災害廃棄物処理実績フロー図【片付けごみ】



災害廃棄物処理実績フロー図【解体ごみ】



(2)高岡広域エコ・クリーンセンターの搬入・処理量の推移（高岡市分H26.7.7から稼働）

（単位：t）

区分 年度	搬入				処理	
	市収集	民間等	粗大可燃物	計	焼却	焼却残灰
R2	26,619	18,411	968	45,998	45,998	5,461
R3	26,214	18,303	947	45,464	45,464	5,183
R4	25,849	18,322	414	44,585	44,585	5,151
R5	24,633	17,763	1,150	43,546	43,546	5,013
R6	24,128	17,827	933	42,888	42,888	5,137

(3) リサイクル関連施設への搬入・処理量の推移

（単位：t）

区分 年度	搬入					処 理								
	市 収 集		直接 搬入	許可業者 処理	計	資源化						焼却	埋立	計
	資源再生 品	容器 包装	粗大			金属 類	古紙 類	容器 包装	木質 チップ	その他	小計			
R2	3,200	2,648	1,157	3,368	10,373	805	1,094	3,035	2,866	1,454	9,254	968	151	10,373
R3	2,977	2,624	1,090	3,607	10,298	730	1,002	2,989	3,134	1,385	9,240	947	111	10,298
R4	2,704	2,618	804	3,562	9,688	565	939	3,193	3,317	1,170	9,184	414	90	9,688
R5	2,600	2,479	1,474	3,731	10,284	541	875	2,802	3,730	1,098	9,046	1,150	88	10,284
R6	2,949	1,737	1,582	3,783	10,051	540	816	2,183	3,906	1,595	9,040	933	78	10,051

古紙類（紙箱除く） 1,067
粗大金属 801, 高分子・プラ資源
1,081

搬入粗大 1,062
木質系 520

(4) 埋立処分場の搬入量の推移

① 搬入量の推移

（単位：t）

区分 年度	市 収 集			民間持込	埋立物 (リサイクル関連 施設)	焼却 残灰	合 計
	ガラス 陶磁器類	土砂等	小計	不燃物 (民間持込分)			
R2	442	933	1,375	371	151	5,461	7,358
R3	389	1,031	1,420	579	111	5,183	7,293
R4	359	770	1,129	366	90	5,151	6,736
R5	454	876	1,330	388	88	5,013	6,819
R6	374	895	1,269	362	78	5,137	6,846

② 埋立量の推移

年度	搬入量 (t)	搬入量累計 (t)	埋立量 (m ³)	埋立量累計 (m ³)	埋立残余容量 (m ³)
R2	7,358	619,017	5,300	611,602	76,500
R3	7,293	626,310	5,600	617,202	70,900
R4	6,736	633,046	4,500	621,702	66,400
R5	6,819	639,865	4,700	626,402	61,700
R6	6,846	646,711	5,000	631,402	56,700

※累計値は昭和56年7月以降のもの

(5) 資源化できるごみ処理量と売却額及び処理委託額

区分 年度	市 収 集							集団回収		
	処理量(上段は売却、中段は処理委託、下段は合計)							売却額 処理委託費 (千円)	古紙類 回収量 (t)	売却額 処理委託 費 (千円)
	金属類 (t)	古紙類 (t)	ビン類 (t)	ペットボトル (t)	プラスチック容器 (t)	廃プラスチック、 木くず (t)	合計 (t)			
R2	909	1,503	607	287			3,306	31,653	2,694	0
	59	210	164		1,194	895	2,522	△ 99,016	151	0
	968	1,713	771	287	1,194	895	5,828		2,845	
R3	850	1,406	607	274			3,137	37,617	2,658	0
	35	208	142		1,199	860	2,444	△ 100,165	138	0
	885	1,614	749	274	1,199	860	5,581		2,796	
R4	691	1,344	603	282			2,920	61,672	2,520	0
	26	214	170		1,362	864	2,636	△ 96,306	118	0
	717	1,558	773	282	1,362	864	5,556		2,638	
R5	670	1,281	559	280			2,790	51,442	2,202	0
	22	207	130		1,070	935	2,364	△ 97,499	105	0
	692	1,488	689	280	1,070	935	5,154		2,307	
R6	649	1,219	533	265			2,666	53,021	1,737	0
	23	194	105		550	1,661	2,533	△ 111,879	90	0
	672	1,413	638	265	550	1,661	5,199		1,827	

※平成30年度より、集団回収古紙類は、資源回収団体から資源回収業者へ引渡しているため、売却・委託費は発生しない。

※令和6年10月からプラスチック一括回収開始。

(6) 有害ごみ処理状況

○ 使用済み乾電池・蛍光管等資源化处理状況

(単位:kg)

種類 年度	使用済み乾電池	蛍光管等
令和2年度	40,470	13,731
令和3年度	37,470	12,939
令和4年度	46,520	11,538
令和5年度	36,492	11,206
令和6年度	45,786	10,445

民間の処理施設に処理委託

(7) 犬・猫等の死体処理

飼い犬、飼い猫については、一体の収集につき2,160円、直接持ち込みされる場合は、一体につき300円で処理している。また、飼い主が不明なものについては、無料で収集処理している。

○ 犬、猫等の死体処理状況

(単位:体)

区分 年度	収集(直営)			収集(委託)	持込	合 計
	有 料	無 料	計	無 料	有 料	
R2	9	535	544	53	61	658
R3	6	480	486	50	41	577
R4	6	461	467	49	47	563
R5	2	394	396	52	38	486
R6	2	444	446	43	36	525

7 ごみ処理施設における排水等の測定値

(1) 埋立処分場（浸出液処理施設放流口）の放流水の測定値

測定項目	単位	規制値	R2	R3	R4	R5	R6
P H		5.8～8.6	7.6	7.5	7.9	7.8	7.8
BOD	mg/l	60以下	0.9	1.2	1.1	4.2	0.9
COD	mg/l	90以下	9.0	4.4	1.9	12.0	3.4
S S	mg/l	60以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1
カドミウム及び その化合物	mg/l	0.1以下	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛及び その化合物	mg/l	0.1以下	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
シアン化合物	mg/l	1以下	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
水銀及びその他の 水銀化合物	mg/l	0.005以下	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
アルキル 水銀化合物	mg/l	検出 されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ダイオキシン類 濃度	Pg-TEQ/l	10以下	0.000034	0.000015	0.00061	0.000038	0.00018

第 6 章 事業系一般廃棄物

第 6 章 事業系一般廃棄物

1 事業系一般廃棄物の処理

事業系一般廃棄物は、自己処理が原則であるが、自己処理できない場合は、直接搬入するか、許可業者による収集・処分を実施している。また、し尿は、旧高岡市区域は、高岡市し尿処理施設（四屋浄化センター内）・旧福岡町区域は、クリーンシステムとなみで処理している。

本市の一般廃棄物収集運搬及び処分業者は、下記表のとおりである。

令和 7 年度一般廃棄物処理業許可業者（五十音順）

	業 者 名	住 所	許可の区分	種類	処 分 先
1	㈱柴垣商店 (代表) 柴垣 英男	高岡市野村 978-8	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場
2	島田工業㈱ (代表) 島田 博司	高岡市米島 480-3	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場
3	㈱スカイインテック (代表) 岸 善之	富山市牛島新町 5-5	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場
4	㈲高岡運輸 (代表) 濱谷 美都子	高岡市波岡 133-1	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場
5	㈲高岡クリーン環境 (代表) 新田 利幸	高岡市福岡町土屋 685-1	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場
6	㈱高岡市衛生公社 (代表) 島 尚之	高岡市材木町 731	収集・運搬 処分(資源化)	ごみ、生し尿・浄化 槽汚泥、木質系一 般廃棄物他	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場 四屋し尿処理施設
7	デムラ工業㈱ (代表) 出村 康夫	高岡市赤祖父 557-3	収集・運搬	ごみ、生し尿・浄 化槽汚泥	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場 四屋し尿処理施設
8	日重環境㈱ (代表) 松原 豊	群馬県みどり市大 間々町大間々 1668	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場
9	日本海ミール㈱ (代表) 鷺北 昭雄	高岡市石丸 704-2	収集・運搬	魚腸骨	自社処理施設 (積替)
10	㈱HARITA (代表) 張田 真	高岡市福岡町本領 1053-1	収集・運搬 処分(資源化)	ごみ、木質系一 般廃棄物他	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場 自社処理施設
11	㈱ヒヨシ (代表) 喜多 良明	高岡市東海老坂 12	収集・運搬 処分(資源化)	ごみ、木質系一 般廃棄物他	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場 自社処理施設
12	㈲福岡グリーン・アルファ (代表) 中井 宗義	高岡市福岡町下老 子 4	収集・運搬	生し尿・浄化槽 汚泥	クリーンシステムとなみ
13	富士見産業㈱ (代表) 前田 賢一	東京都中央区銀座 二丁目 8 番 5 号	収集・運搬	ごみ	高岡広域エコ・グリーンセンター 埋立処分場
14	北陸ポートサービス㈱ (代表) 加治 幸大	富山市東岩瀬新川 町 380	収集・運搬	木質系一般廃 棄物他	自社処理施設
15	三友商事㈲ (代表) 池田 克也	滑川市荒俣 25	収集・運搬	魚腸骨	自社処理施設
16	㈱美濃ラボ (代表) 岩田 美子	岐阜県海津市平田 町今尾 1195-1	収集・運搬	実験動物の死体	自社処理施設
17	㈱安田紙業 (代表) 安田 藤一朗	高岡市戸出栄町 20	処分	紙管	自社処理施設

2 事業系一般廃棄物の減量化・資源化

本市では、平成6年度「高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の制定を機に、事業系ごみの処理責任の徹底と減量化・資源化を図るため、事業用大規模建築物（建築延面積3,000㎡以上及び建築延面積3,000㎡未満で年間50トン以上のごみを排出する事業所）の管理者に対し、廃棄物管理責任者の選任届と減量化・資源化計画書の提出を義務付けている。

(1) 事業用大規模建築物の数

区分 \ 規模	延べ床面積 3,000 ㎡	年間排出 50 トン以上	計
店舗ビル	20	33	53
ホテル・結婚式場	6	0	6
工場等	74	2	76
医療機関	25	1	26
オフィスビル	14	0	14
その他の建築物	13	4	17
計	152	40	192

(2) 事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書の提出状況

規模 \ 年度	6年度(5年度実績・6年度計画)		
	提出	未提出	提出率
延べ床面積 3,000 ㎡	131	21	86.2%
年間排出 50 トン以上	39	1	97.5%
計	170	22	88.5%

(3) 事業系大規模建築物から発生する事業系ごみの量

① ごみ総発生量の実績と計画

(単位:t)

区 分	減量化・資源化量	処分量	総排出量
5年度実績	4,017	6,103	10,120
	39.7%	60.3%	100%
6年度計画	4,217	5,930	10,147
	41.6%	58.4%	100%

② 延べ床面積 3,000 ㎡以上の事業所のごみ発生量

(単位:t)

区 分	減量化・資源化量	処分量	総排出量
5年度実績	2,734	4,297	7,031
	38.9%	61.1%	100%
6年度計画	2,757	4,268	7,025
	39.2%	60.8%	100%

③ 年間 50 トン以上排出の事業所のごみ発生量

(単位:t)

区 分	減量化・資源化量	処分量	総排出量
5年度実績	1,283	1,806	3,089
	41.5%	58.5%	100%
6年度計画	1,460	1,663	3,123
	46.7%	53.3%	100%

(4) 事業系ごみの組成

① ごみ組成の実績と計画

(単位:t)

区 分	生ごみ	紙ごみ	缶	びん	ペットボトル	その他	計
5年度実績	5,816	3,089	205	91	121	798	10,120
	57.5%	30.5%	2.0%	0.9%	1.2%	7.9%	100%
6年度計画	5,805	3,120	202	101	122	796	10,146
	57.2%	30.8%	2.0%	1.0%	1.2%	7.8%	100%

② 延べ床面積 3,000 ㎡以上の事業所のごみ組成

(単位:t)

区 分	生ごみ	紙ごみ	缶	びん	ペットボトル	その他	計
5年度実績	4,022	2,060	139	54	73	683	7,031
	57.2%	29.3%	2.0%	0.8%	1.0%	9.7%	100%
6年度計画	4,008	2,066	136	64	72	679	7,025
	57.1%	29.4%	1.9%	0.9%	1.0%	9.7%	100%

③ 年間50トン以上排出の事業所のごみ組成

(単位:t)

区 分	生ごみ	紙ごみ	缶	びん	ペットボトル	その他	計
5年度実績	1,794	1,029	66	37	48	115	3,089
	58.1%	33.3%	2.1%	1.2%	1.6%	3.7%	100%
6年度計画	1,798	1,054	67	37	50	117	3,123
	57.6%	33.7%	2.1%	1.2%	1.6%	3.8%	100%

(5) 発生量が多い生ごみと紙ごみの対応状況

① 生ごみ

(単位:t)

区 分	減量化・資源化量	処分量	総排出量
5年度実績	271	5,545	5,816
	4.7%	95.3%	100%
6年度計画	449	5,356	5,805
	7.7%	92.3%	100%

② 紙ごみ

(単位:t)

区 分	減量化・資源化量	処分量	総排出量
5年度実績	3,031	58	3,089
	98.1%	1.9%	100%
6年度計画	3,052	68	3,120
	97.8%	2.2%	100%

3 今後の課題

事業所から発生するごみの大半は、生ごみと紙ごみである。紙ごみのリサイクルは、ルートが確立されており、省資源、環境保護等の観点から、より一層促進されるものと思われる。一方、生ごみのリサイクルは、食品リサイクル法（H13年5月）に基づき食品の製造・販売事業者やホテル・レストランを主体に減量化や再資源化が促進するものと考えられるが、小規模事業者等が容易に資源化を行えるようリサイクルルートの確立が求められている。

次に、減量化・資源化に対する事業所の取り組みは、調査対象のほとんどの事業所が量の多少を問わず何らかの形で行っているが、減量設備（保管場所、減容処理機等）を設置しているのは、大規模な事業所に限られている。これは、環境問題に対する社会的責任と減量設備に投資できる経済的能力を有していること等によると考えられる。

一方、小規模な事業所ではコスト面優先のため、ごみの発生量が多い（特に生ごみ）のが実態である。

今後の課題は、事業所が減量化・資源化に取り組んでいただくために、市が事業所ごとに実態を把握し、その事業所に応じた適切なアドバイスを行っていくことである。

第 7 章 一般廃棄物(ごみ) 処理実施計画

第7章 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1 概 要

平成 29 年度に、ごみの排出抑制や、ごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するために必要な基本的事項を定めた「第 2 次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定した。この計画は、2018（平成 30 年）年度から 2027 年度までを計画期間としている。

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画は、この基本計画に基づいて、ごみ減量化・資源化の推進に努める。

2 基本方針

市民・事業者・行政が一体となった協働体制で、循環型社会の形成に向けて取り組むため「発生源から始めるごみ減量推進」「多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進」「環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進」「計画の実現に向けた体制整備」を基本方針としている。

3 減量化目標

令和 6 年度の数値目標の、59,306t（集団回収分 4,282 t 含む）に対し、令和 6 年度の高岡市ごみ排出量実績は 54,609 t（集団回収分 1,868 t 含む）となった。

令和 7 年度の数値目標は、58,946 t（集団回収分 4,257t 含む）と設定する。

4 リサイクル率・資源化目標

令和 6 年度の資源化量（集団回収を含む）は 10,908 t で、リサイクル率は 20.0% であった。

令和 7 年度は、分別の徹底、民間施設の活用等を図り、新たな資源化を推進し、資源化量、リサイクル率の向上に努める。

5 最終処分場

令和 6 年度の最終処分量は 5,951 t であった。

令和 7 年度の数値目標は、引き続き埋め立てごみの減少と焼却量の削減に努め、5,622 t と設定する。「第 2 次高岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」2027 年度目標数値 5,563 t の達成に向け、さらなるごみの分別の周知・啓発に努めていきたい。

6 令和7年度一般廃棄物処理実施計画

- (1) 計画の期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
 (2) 計画の区域面積・人口 面積：高岡市全域 209.58km 人口：162,155人（令和7年3月末現在）
 (3) 廃棄物の種類及び発生・処分計画量等

項目			令和6年度【実績】		令和7年度【見込み】	
			発生量 (t)	処理・処分量 (t)	発生量 (t)	処理・処分量 (t)
家庭系ごみ	燃やせるごみ		24,128	焼却処理量 42,888 資源化量 10,908 資源化率 20.0% 最終処分量 5,951	24,327	焼却処理量 43,156 資源化量 14,972 資源化率 25.4% 最終処分量 5,622
	燃やせないごみ	飲食用缶類 (スチール缶・アルミ缶)	132		175	
		飲食用ペットボトル	265		298	
		飲食用びん (無色、茶色、その他色)	583		860	
		プラスチック容器包装	563		1,859	
		新聞紙、雑誌・チラシ、紙箱・包装紙、紙パック、段ボール	1,260		1,290	
		金属類・家電品類	801		755	
		高分子系ごみ	1,081		1,022	
		埋立ごみ (陶磁器類・ガラス類)	374		424	
	集団回収		1,868		4,257	
事業系ごみ	燃やせるごみ		17,827	18,124		
	燃やせないごみ	不燃ごみ	362	298		
		木質系廃棄物、魚腸骨、生ごみ	4,303	4,307		
		粗大ごみ等	1,062	950		
合計			54,609	58,946		

※令和6年10月からプラスチック一括回収開始。

第 8 章 ごみの減量化・資源化

第 8 章 ごみの減量化・資源化

1 高岡市廃棄物減量等推進審議会の設置（平成 6 年度～）

平成 3 年度に設置した「高岡市ごみ減量化・資源化対策市民委員会」を改組し、ごみの減量化・資源化及び適正処理の推進に関し調査、審議するために設置した。これまで、ごみの有料制導入の提言や容器包装廃棄物の分別収集に関する方策、高岡市災害廃棄物処理計画、第 2 次高岡市廃棄物（ごみ）処理基本計画等について検討された。

2 廃棄物減量等推進員の委嘱

ごみに関する指導やごみ減量化・資源化の推進並びに地域の環境美化等について、地域で環境保健衛生委員等と協力して活動するために、廃棄物減量等推進員を委嘱している。

3 ごみ集積場設置補助金交付制度

ごみの分別排出並びに美化推進のため、昭和 54 年から集積場の設置に際して、補助金（事業費の 1/3 補助、最高限度額 8 万円）を交付しており、平成 10 年 10 月からは最高限度額を 15 万円に上げた。また、分別区分の拡大等に対応するため、平成 13 年度から補助率を 1/2 とした。

平成 21 年度より、補助率 1/2 は据え置き、利用世帯数に応じた上限額に改め、新規に箱型を設置した場合や複数の集積場を集約した場合等は補助金額を加算した。ただし、集積場の設置に要した金額の 3/4 を限度とした。

平成 30 年度より、補助率を 3/4 とし、新規に設置した場合や、集積場を集約した場合の加算額を廃止した。また、最高限度額を 10 万円とする等、見直しを行った。

4 事業者処理責任の徹底

平成 6 年度から事業用大規模建築物（建築延面積 3,000 m²以上や建築延面積 3,000 m²未満で年間 50 t 以上のごみを排出する事業所）に対して、事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書及び廃棄物管理責任者の届出を義務付けしている。

5 資源再生品集団回収事業奨励金交付制度（平成 3 年度～）

資源の有効利用を促進するため、地域の自主的な資源回収団体が回収する資源再生品（古紙・アルミ缶・スチール缶・ビン・布類）の量目に応じて、1 kg あたり 3 円（平成 29 年度までは 1 kg あたり 4 円）の回収奨励金制度を設け、活動を支援している。

回収量等実績

（単位：t）

（単位：千円）

年度	古紙類	金属類	ビン	布類	計	奨励金交付額	交付団体数
R 2	2,845	58	0	0	2,903	8,706	346
R 3	2,796	55	0	0	2,851	8,550	352
R 4	2,638	52	0	0	2,690	8,067	348
R 5	2,307	49	0	0	2,356	7,066	346
R 6	1,827	40	0	0	1,867	5,602	330

6 リサイクル率の推移

リサイクル率は近年横ばいで推移しているが、より一層の分別収集及び再資源化を徹底し、リサイクル率の向上を目指す。

(単位:%)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
リサイクル率	20.6	20.6	20.7	20.4	20.0
発電を加えたリサイクル率	30.8	31.5	30.2	30.7	30.8

※リサイクル率(%)

$$\text{R6年度} \quad \frac{\text{再資源化量 (9,040t)} + \text{集団回収量 (1,867t)}}{\text{ごみの総排出量 (54,609t)}} = 20.0\%$$

※発電を加えたリサイクル率(%)

26年10月から、高岡広域エコ・クリーンセンターでの発電が可能になり、発電に寄与したごみ量5,938t(4月～3月分)を加えた令和6年度のリサイクル率は30.8%となる。

総発電量 26,073.93Mwh/年×68.70%(高岡市分) = 17,913Mwh

ごみの発熱量 2,595kcal/kg(月1回抽出、4月～3月までの平均)

単位換算 1Mwh=3,600MJ 1kcal=0.004185MJ

発電に寄与したごみ量(t/年)

$$\frac{\text{総発電量 [17,913} \times 3,600 \text{] (MJ/年)}}{\text{ごみの発熱量 [2,595} \times 0.004185 \times 1,000 \text{] (MJ/t)}} = 5,938\text{t}$$

$$\frac{\text{再資源化量 (9,040t)} + \text{集団回収量 (1,867t)} + \text{発電に寄与したごみ量 (5,938t)}}{\text{ごみの総排出量 (54,609t)}} = 30.8\%$$

7 啓発・広報活動

- (1) 家庭系ごみの分け方と出し方、2年に1度作成し、全世帯に配布
- (2) 外国人用(英語・中国語・ベトナム語・ポルトガル語)ごみの出し方作成(平成7年度～)
- (3) 研修会・住民説明会・出前講座の実施(随時)
- (4) 市広報紙「市民と市政」・高岡市公式ホームページに掲載

8 食品ロス・食品廃棄物対策の推進

平成28年5月のG7環境大臣会合で「富山物質循環フレームワーク」が採択され、その具体的な取組事例のひとつとして食品ロス・食品廃棄物対策が挙げられている。

本市では、市民団体と連携し、3010運動の三角柱や家庭で取り組めるチェックリスト・カレンダーを作成し、食品ロス・食品廃棄物削減に向けた周知・啓発を行っている。

平成30年度からはフードドライブを実施しており、令和6年度には、4月、7月に2回、12月の計4回実施し、合計1,348個の食品の提供を受けた。提供された食品は、市内の福祉施設へ寄附した。

9 メダルプロジェクトの参加

全国に先駆けて、平成 29 年 4 月より、携帯電話やパソコンなど小型家電のリサイクルで回収した金、銀、銅で東京 2020 大会において使用するメダル（約 5,000 個）を製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、専用回収ボックスを設置するなど回収を行った。平成 31 年 2 月に組織委員会より、東京 2020 大会のメダル製作の目途が立ったため、本プロジェクトを 3 月 31 日に終了する旨発表があった。このため、本市は平成 31 年 3 月 29 日（金）をもって、本プロジェクトとしての回収の受付を終了することとしたが、小型家電回収による金属リサイクルを普及啓発するため、4 月以降も引き続き常設の小型家電回収ボックスを設置し、回収を続けている。

○ 回収場所（令和 7 年 4 月 1 日現在）

市役所本庁舎、環境政策課

10 容器包装廃棄物の資源化

家庭から排出される容器包装廃棄物の減量化・資源化を促進することを目的に「容器包装リサイクル法」が平成 12 年 4 月から完全施行された。

高岡市では、容器包装廃棄物分別収集計画を定め、区域内における容器包装廃棄物の分別収集を行ってきたところである。

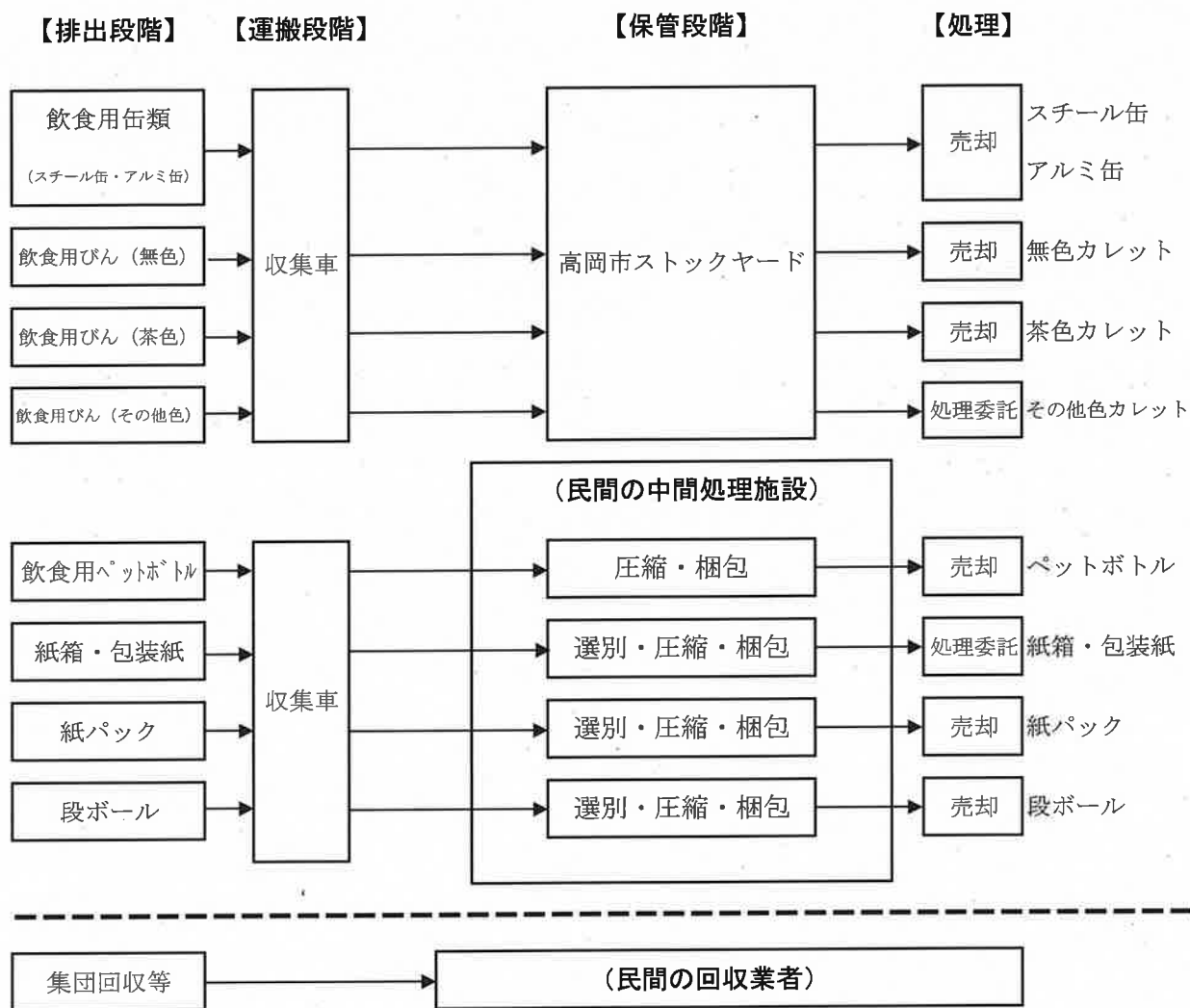
容器包装廃棄物の資源化量の推移(市収集分)

(単位:t)

年度	空き缶		ガラスびん			ペット ボトル	紙パック	段 ボール	紙箱・ 包装紙	プラスチック 容器	合計
	スチール 缶	アルミ缶	無色	茶色	その他						
R 2	61	103	311	296	164	287	11	398	210	1,194	3,035
R 3	59	96	310	297	142	274	9	395	208	1,199	2,989
R 4	55	97	302	301	170	282	8	402	214	1,362	3,193
R 5	50	100	280	279	130	280	8	398	207	1,070	2,802
R 6	47	85	273	260	105	265	8	396	194	550	2,183

※令和 6 年 10 月からプラスチック一括回収開始。

容器包装廃棄物の分別収集・処理フロー



第9章 U 尿处理

第 9 章 し尿処理

1 概 要

し尿処理の収集事業は許可制を導入し、業者の育成や指導監督を行いながら、効果的な事業を進めている。

旧高岡市地域では、(株)高岡市衛生公社、デムラ工業(株)の2社を許可業者とし、処理施設は高岡市四屋浄化センターに併設され、二次処理装置は、下水道処理施設と共用している（し尿処理施設の運転・管理は委託）。なお、処理施設の老朽化が著しいことから、平成12年度から3箇年継続事業で全面改築整備工事を行った。

旧福岡町地域では、(有)福岡クリーン・アルファの1社を許可業者とし、クリーンシステムとなり（砺波地方衛生施設組合）で処理している。

(1) し尿収集量の推移

(単位：kℓ)

年度	し尿汲取量	浄化槽汚泥汲取量	合 計
R 2	2,351	9,995	12,346
R 3	2,221	9,376	11,597
R 4	1,844	9,081	10,925
R 5	1,786	8,471	10,257
R 6	1,794	8,132	9,926

(2) し尿収集・処理人口の推移

(単位：人)

年度	し尿	合併浄化槽	単独浄化槽	コミプラ	公共下水	合 計
R 2	7,890	3,469	5,185	0	148,460	165,004
R 3	7,754	3,365	4,838	0	147,364	163,321
R 4	7,287	3,050	4,532	0	146,866	161,735
R 5	6,990	2,975	4,358	0	145,690	160,013
R 6	6,683	2,890	4,174	0	145,223	158,970

※平成26年度中田地区に公共下水道導入のため、コミュニティプラント人口は0としている。

(3) し尿汲取料金の推移

改 定 年 月	し尿汲取料金（100ℓ当たり）
昭和 58 年 9 月	550 円
昭和 60 年 7 月	610 円
平成元年 4 月	628 円（消費税含む）
平成 9 年 4 月	640 円（消費税含む）
平成 26 年 4 月	660 円（消費税含む）※福岡地域は 620 円（消費税含む）
平成 29 年 4 月	800 円（消費税含む）
令和元年 10 月	815 円（消費税含む）

2 高岡市し尿処理対策審議会

高岡市では附属機関として、し尿処理事業の適正な遂行と市民サービスの向上を図るため、関係する団体の代表者などで構成する高岡市し尿処理対策審議会を設けている。（昭和 44 年 12 月 20 日設置）

3 浄化槽清掃業許可業者

	業 者 名	住 所	許可区分	処 分 先
1	(株)高岡市衛生公社 (代表) 島 尚之	高岡市材木町 731	収集・運搬	高岡市し尿処理施設 (四屋浄化センター内)
2	デムラ工業(株) (代表) 出村 康夫	高岡市赤祖父 557-3	収集・運搬	
3	(有) 福岡クリーン・アルファ (代表) 中井 宗義	高岡市福岡町下老子 4	収集・運搬	クリーンシステムとなみ (砺波地方衛生施設組合)

第10章 環境美化

第 10 章 環境美化

1 美しいまちづくり市民運動

「美しいまちはみんなの財産・美しいまちは市民みんなで創造・美しいまちを将来に継承」の理念のもと、きれいな郷土を目指して「だれもがごみを捨てない、汚さない」をキャッチフレーズに、美化運動を推進し、都市環境・自然環境の保全を図るため、市民・関係団体・行政機関等で構成する「美しいまちづくり高岡市民連絡会議」を設置し、市民の手による美しいまちづくりの実践と啓蒙活動に努めるとともに、美しいまちづくり推進員の協力を得て、年間を通じて清掃美化活動を展開している。

(1) 広報活動

- ① 市ホームページを活用した啓発
- ② ごみ拾い SNS アプリ「ピリカ」を活用した清掃活動の推進
- ③ 「富山県電子申請サービス」を活用したボランティア袋の収集
- ④ ボランティア活動専用ごみ袋の配布
- ⑤ 広報パトロールの実施
- ⑥ 不法投棄防止看板の作成・貸出

(2) 美化実践運動（令和6年度実績）

① まちを美しくする運動月間（4月1日～5月31日）

市内全域で地域住民の参加協力による側溝、下水等の汚泥清掃や散乱ごみの回収等の美化運動を実施するとともに、不法投棄防止のためのパトロールや立看板等の設置、チラシの配布等を行い、美化意識の向上を図り、美しい住みよいまちづくりの実現に努めている。

（5月30日（木） 全市一斉ごみゼロの日）

② 川をきれいにする運動月間（6月1日～30日）（9月1日～30日）

市街地を流れる千保川をはじめ、中小河川、用排水路などを清らかな流れにするために、河川流域のごみ等の投棄防止と流域自治会等に清掃活動の実施を依頼し、環境美化の維持に努めている。

③ 山や公園をきれいにする運動月間（6月1日～8月31日）

8月第1日曜日の8月4日を「高岡古城公園清掃美化運動」とし、古城公園一帯の清掃を実施して、緑豊かな自然環境ときれいで憩いのある公園の維持に努めている。

④ 雑草地をなくする運動月間（7月1日～31日）

所有者及び管理者に対して雑草の刈り取り、不法投棄防止等の管理徹底を要請し、市民生活の向上に努めている。

⑤ 玄関先のボランティア運動月間（7月1日～31日）

各家庭や事務所の玄関はもとより、道路や周辺の清掃・除草等をお願いし、市民、事業者、行政が一体となって、環境美化に努めている。

⑥ 海岸をきれいにする運動月間（7月1日～8月31日）

7月第1日曜日の7月7日を「海岸特別清掃日」とし、雨晴海岸・国分浜一帯の清掃を実施し、行楽、海水浴客等の美化意識の向上を図るために地域各種団体の協力も得て、海岸に打ち上がるごみや散乱するごみ等を除去し、能登半島国定公園の玄関口としての観光地にふさわしい景観の維持に努めている。

⑦ 空き缶ゼロ運動月間（9月1日～30日）

連合自治会をはじめ各種団体の協力を得て、市内全域において道路・空地・公園等の清掃活動を実施し、空き缶等の散乱を防止し、美化意識の向上を図っている。

(3) 環境美化重点地区の活動支援

高岡駅周辺、新高岡駅周辺等、高岡を代表する観光地・歴史的景観を持つ町並み及び公園等の大規模な公共施設を有する地域として、市が指定する下記の環境美化重点地区の活動を支援した。

○ 指定地区 平米・定塚・駅南・伏木・太田・戸出・中田・福岡駅前・新高岡駅周辺地区

(4) 環境美化協定の締結の推進

定期的・継続的に市民美化活動を実践する公共的団体と環境美化協定を締結し、清掃用具の貸与や、傷害保険の加入、助成金（年間2万円）の支給、ごみの回収等の支援を行っている。

○ 令和6年度環境美化協定締結団体数(美化重点地区を除く) 34団体

(5) 美しいまちづくり推進功労者表彰

郷土美化の推進に尽力し、功績顕著な団体又は個人を表彰する。

2 公衆便所の維持管理

市内に設置されている高の宮公衆便所の維持管理を行い、公衆衛生の向上に努めている。

名 称	所 在 地	構 造	敷地面積	建物面積	型 式	建築年月
高の宮 街路便所	高岡市末広町 関野神社境内内	鉄筋コンクリート 平屋建	46.20 m ²	33.09 m ²	水洗	平成8年 12 月 改築

環境美化協定締結団体一覧表(43団体)

1 美化重点地区・・・9地区

令和7年4月現在

番号	協定団体名	主な活動範囲	地区
1	平米校下環境美化推進委員会	古城公園、山車町筋	平米
2	定塚校下環境美化推進委員会	高岡駅前、古城公園	定塚
3	駅南地区環境美化推進委員会	高岡駅南口、瑞龍寺、前田墓所	下関
4	伏木地区環境美化推進委員会	国分浜、伏木駅、万葉歴史館、勝興寺	伏木
5	太田地区環境美化推進委員会	雨晴海岸、桜谷古墳	太田
6	戸出地区環境美化推進委員会	戸出中央商店街	戸出
7	中田地区環境美化推進委員会	中田中央地区	中田
8	福岡駅前地区環境美化推進委員会	福岡駅前周辺、岸渡川周辺	福岡
9	新高岡駅周辺地区環境美化推進委員会	新高岡駅、瑞龍寺周辺	下関

2 美化協定団体・・・34団体

番号	協定団体名	主な活動範囲	地区
1	町なみを考える藤グループ	金屋緑地公園	西条
2	上石瀬自治会	上石瀬自治会全域	野村
3	富山たばこ販売協同組合高岡支部	おとぎの森、スポーツコア他	佐野・二塚
4	二上南部地区環境美化委員会	二上南部地区全域	二上
5	二上東部地区環境美化委員会	二上東部地区全域	二上
6	二上西部地区環境美化委員会	二上西部地区全域	二上
7	トナミ運輸株式会社	鳳鳴橋から昭和町交差点までの歩道	西条
8	林婦人会	林自治会の全域	二塚
9	明るい社会づくり高岡市民会議	高岡駅前・南口他	定塚・下関
10	千保川をきれいにする会	一文橋から木津橋の道路	博労・木津
11	笹川クリーン隊	笹川8区・9区自治会の全域	立野
12	滝ホタル保存会	滝ホタル川（旧六ヶ用水）	中田
13	西条校下環境保健衛生協議会	四屋交差点・横田本町の地下道	西条
14	中保自治会	中保自治会全域	東五位
15	向野町老人クラブ喜寿会	国道8号向野町5丁目地下道	成美
16	館川町自治会	館川町自治会全域	下関
17	スポーツ少年団二塚ヤンキース	二塚小学校からスポーツコアまでの道路	二塚
18	伏木古府若草自治会	古府若草自治会全域	古府
19	守山地区老人クラブ連合会	国道160号の守山校下沿線及び地下道	守山
20	上石瀬生産組合	野村・石瀬地内用水路及びその周辺	野村
21	国分自治会	国分浜一帯	伏木
22	内島北部用排水組合環境衛生委員会	内島地内	東五位
23	二上山の自然を守る会	二上山万葉ライン一帯	守山
24	蓑島自治会	蓑島自治会全域	山王
25	ふるこはん草刈たい	勝興寺の周辺から駅前	伏木
26	市野瀬児童クラブ	国道156号の市野瀬地内地下道、周辺	戸出
27	野村東町自治会	野村東町自治会全域	野村
28	高岡オフィスパーク協議会	会員企業周辺の歩道、緑地等	オフィスパーク
29	トナミ商事株式会社	企業周辺の歩道	西条
30	きずなの会	氷見地区広域農道（スーパー農道）周辺	守山
31	道重地区 草刈十字軍	砂防ダム、町内全域	守山
32	かえでの会	主要地方道小矢部伏木港線	守山
33	ICパーク高岡協議会	会員企業周辺の歩道、緑地等	ICパーク
34	ネットトヨタ富山チームアミー	国道8号線沿い（新生町～木町周辺・宝来町周辺）	成美・立野

参 考 資 料

1	高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	46～55
2	同条例の施行規則	56～61
3	高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例	62～65
4	同条例の施行規則	66～69
5	高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付要綱	70～72
6	高岡市環境美化協定要綱	73～74
7	高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例	75～76
8	同条例の施行規則	77
9	高岡市ごみ集積場設置補助金交付要綱	78～79
10	ごみ集積場設置基準	80
11	高岡市し尿処理対策審議会規則	81
12	高岡市資源再生品集団回収事業奨励金交付要綱	82～84
13	高岡市廃棄物減量等推進員及び高岡市美しいまちづくり推進員に関する要領	85
14	高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集事業実施要綱	86

付 録

廃棄物処理事業年表	87～100
-----------	--------

○高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成17年11月 1 日

条例第127号

改正 平成17年12月22日条例第252号

平成23年12月19日条例第29号

平成24年 3 月22日条例第10号

平成26年 3 月20日条例第 8 号

平成28年 3 月23日条例第16号

平成28年12月14日条例第42号

平成29年 3 月21日条例第15号

平成31年 3 月26日条例第49号

令和元年12月19日条例第39号

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

第 2 章 市民等の参加及び協力(第 7 条—第10条)

第 3 章 減量化及び資源化の推進(第11条—第21条)

第 4 章 廃棄物の適正処理(第22条—第33条)

第 5 章 手数料等(第34条—第37条)

第 6 章 雑則(第38条—第41条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源の有効利用及び生活環境の保全を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。

(2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用すること、原材料として利用すること、熱源として利用すること等をいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に努め

なければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

3 市長は、前2項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に協力し、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に努めるとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努め、事業活動に伴って発生した廃棄物(以下「事業系廃棄物」という。)を自らの責任において適正に処理するとともに、市長が実施する施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市長、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に当たっては、相互に協力しなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(市民等の参加及び協力)

第7条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の参加及び協力の下で行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民等の自主的活動に対する支援等)

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民及び事業者の自主的活動に対し情報、技術等の提供その他必要な支援を行い、その育成に努めるとともに、これらの者の意見を施策に反映できるよう努めなければならない。

(高岡市廃棄物減量等推進審議会)

第9条 減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関し、調査し、及び審議するため、高岡市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第10条 市長は、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理等の推進に関する市長の施策への協力その他の活動を行う。

第3章 減量化及び資源化の推進

(分別収集による資源回収の徹底等)

第11条 市長は、資源化に配慮した分別収集の徹底を図るとともに、市の処理施設に搬入された廃棄物のうち有用なものを資源化し、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(資源回収業者等への協力要請等)

第12条 市長は、減量化及び資源化を促進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成に努めなければならない。

(市民の減量化及び資源化)

第13条 市民は、資源化が可能な物の分別を図るとともに、資源化を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発を行うこと及び製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に定める再生資源をいう。)及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(資源化可能な物の分別の徹底等)

第15条 事業者は、資源化が可能な物の分別の徹底、複数の事業者の協力による資源回収その他資源化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(包装、容器等の適正化)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、減量化のため、適正な包装、容器等を使用するよう努めなければならない。

2 事業者は、商品の販売等に際して、当該商品について、適正な包装、容器等を市民が選択できるよう努めなければならない。

3 市長は、包装、容器等の適正化を推進するため、市民及び事業者の意識の啓発を図り、事業者に対して必要な協力を求めること等の措置を講じなければならない。

(事業用大規模建築物の管理者等の義務)

第17条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の管理者は、市長の指導に従い、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物で産業廃棄物以外のもの(以下「事業系一般廃棄物」という。)の減量化及び資源化を図らなければならない。

2 事業用大規模建築物において事業を行う者で管理者以外のものは、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の管理者に協力しなければならない。

(減量化・資源化計画書の提出)

第18条 事業用大規模建築物の管理者は、毎年1回、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から発生する事業系一般廃棄物の減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化・資源化計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の管理者は、減量化・資源化計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(廃棄物管理責任者)

第19条 事業用大規模建築物の管理者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(改善勧告)

第20条 市長は、事業用大規模建築物の管理者が第17条第1項、第18条又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の管理者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(受入拒否)

第21条 市長は、事業用大規模建築物の管理者が前条の規定による勧告に従わなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第4章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の計画的処理)

第22条 市長は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(一般廃棄物処理計画の策定等)

第23条 市長は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを公表するものとする。

- 3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画を変更する場合に準用する。

(市民の自己処分及び搬出等)

第24条 市民は、日常生活に伴って生じた一般廃棄物(以下「家庭系一般廃棄物」という。)で容易に処分することができるものは、生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

- 2 市民は、自ら処分しない家庭系一般廃棄物(臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物及び犬、猫等の死体を除く。)については、分別を徹底し、市長が指示する定期の収集の日時に所定のごみ集積

場に搬出しなければならない。この場合において、燃やせるごみについては、市長が指定する袋(以下「家庭系燃やせるごみ指定袋」という。)に収納しなければならない。

- 3 市民は、臨時かつ多量の家庭系一般廃棄物又は犬、猫等の死体の収集、運搬及び処分(以下「収集等」という。)を市長に依頼しようとするときは、その旨を届け出るとともに、その収集等の実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。

(資源物の所有権)

第24条の2 前条第2項の規定によりごみ集積場に搬出された家庭系一般廃棄物のうち、資源物(資源化を目的として収集するものをいう。以下同じ。)の所有権は、市に帰属する。

- 2 市長が指定する者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業者の自己処理責任)

第25条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理基準)

第26条 市民又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(市長が処理する事業系廃棄物)

第27条 市長は、やむを得ないと認めた場合に限り、事業系一般廃棄物について、一般廃棄物処理計画に基づき、収集等を行うことができる。

- 2 法第11条第2項の規定に基づき、市長は、一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物で、事業者に処分させることが生活環境の保全上支障があると認められるものその他公益上市長が処分する必要があると認められるものを処理することができる。

(事業系一般廃棄物の収集等に係る届出等)

第28条 事業者は、事業系一般廃棄物の収集等を市長に依頼しようとするときは、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他必要事項を届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

- 3 第1項に規定する届出を行った事業者は、その収集等の実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。この場合において、燃やせるごみについては、市長が指定する袋(以下「事業系燃やせるごみ指定袋」という。)に収納するとともに事業所名を明記しなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第29条 市長は、製品、容器等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを、適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第30条 市民及び事業者は、市長が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有毒性、危険性、有害性若しくは引火性のある一般廃棄物又は著しい悪臭を伴う一般廃棄物
 - (2) 特別管理一般廃棄物
 - (3) 前条第1項の規定により指定された適正処理困難物
 - (4) 容積又は重量の著しく大きい一般廃棄物
 - (5) 前各号に定めるもののほか、市長が行う処理に著しい支障を及ぼす一般廃棄物
- 2 市民又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の処分を行おうとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(事業用大規模建築物における事業系廃棄物の保管場所)

第31条 事業用大規模建築物を建築しようとする者は、あらかじめ市長と協議のうえ、当該事業用大規模建築物における事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

(改善勧告)

第32条 市長は、市民及び事業者又は事業用大規模建築物を建築しようとする者が第30条又は前条の規定に違反していると認めるときは、これらの者に対し、期限を定めて改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(廃棄物搬入の届出)

第33条 市民又は事業者は、一般廃棄物又は第27条第2項に規定する産業廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その種類、数量その他必要事項を市長に届け出なければならない。

第5章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第34条 市長は、一般廃棄物の収集等に関し、別表第1に定める手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料徴収の基礎となる数量等は、市長の認定するところによる。
- 3 第1項に規定する手数料の徴収方法については、規則で定める。

(産業廃棄物処理手数料)

第35条 市長は、法第13条第2項の規定に基づき、第27条第2項に規定する産業廃棄物の処理に関し、別表第2に定める手数料を徴収する。

- 2 前項の手数料徴収の基礎となる数量等は、市長の認定するところによる。

(手数料の減免)

第36条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第34条第1項に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第37条 法第7条第1項若しくは第4項の規定による許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者又は浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところによる一般廃棄物収集運搬業等の許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

3 第1項に規定する許可の有効期間は、2年とする。

第6章 雑則

(報告の徴収等)

第38条 市長は、法第18条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、市民又は事業者その他必要と認める者に対し、当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第39条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、市民又は事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(技術管理者)

第40条 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第17条に規定する資格を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、廃棄物の処理に関し、十分な知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年高岡市条例第23号)又は福岡町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成7年福岡町条例第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日から平成18年2月28日までの間における別表の適用については、同表中「30円」とあるのは、「40円」とする。
- 4 この条例の規定にかかわらず、平成18年3月31日までの間、合併前の福岡町の区域については、別表中「

家庭系一般廃棄物のうち燃やせるごみの収集等を行う場合	家庭系燃やせるごみ指定袋 大型(45リットル) 1袋につき 30円 中型(20リットル) 1袋につき 20円 小型(10リットル) 1袋につき 10円
事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみの収集等を行う場合	事業系燃やせるごみ指定袋 1袋(45リットル)につき 120円

」の部分は適用しない。

附 則(平成17年12月22日条例第252号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日条例第29号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び第5条から第12条までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第8号)

この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第16号)

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成28年12月14日条例第42号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年 3 月21日条例第15号)

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成31年 3 月26日条例第49号)

この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

附 則(令和元年12月19日条例第39号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第34条関係)

一般廃棄物処理手数料

区分		金額
事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみの収集等を行う場合		事業系燃やせるごみ指定袋 1 袋(45リットル)につき 150円
臨時に家庭系一般廃棄物の収集等を行う場合		1 立方メートルまでごとに 3,500円 (特別な処理を要する物については、1 個につき300円を加算する。ただし、木質系の家具類、建具類及び畳については、1 個につき100円を加算する。)
ストックヤードで家庭系一般廃棄物の受入れを行う場合		10キログラムまでごとに 100円 (特別な処理を要する物については、1 個につき300円を加算する。ただし、木質系の家具類、建具類及び畳については、1 個につき100円を加算する。)
高岡広域エコ・クリーンセンターで事業系一般廃棄物の受入れを行う場合		100キログラムまで 1,240円 100キログラムを超えるものは、超える量20キログラムまでごとに 240円
埋立処分場で受入れを行う場合	家庭系一般廃棄物	100キログラムまでごとに 350円
	事業系一般廃棄物	100キログラムまでごとに 900円
犬、猫等の死体の収集等を行う場合		1 体につき 2,160円
犬、猫等の死体を処分する場合		1 体につき 300円
し尿		100リットルまでごとに 815円

備考

- 1 この表において「特別な処理を要する物」とは、家具類、建具類、畳、除湿器、冷水機、

製氷機、スプリングの入っているベッド・ソファーその他の破碎等の前処理が必要な物をいう。

- 2 スtockヤードに廃棄物を搬入する場合の車両は、長さ7メートル、幅2.4メートル及び高さ2.6メートル以内で、かつ、最大積載量2,000kg以下のものに限る。

別表第2(第35条関係)

産業廃棄物処理手数料

区分	金額
高岡広域エコ・クリーンセンターで受入れを行う場合	100キログラムまで 1,240円 100キログラムを超えるものは、超える量20キログラムまでごとに240円
埋立処分場で受入れを行う場合	100キログラムまでごとに 900円

別表第3(第37条関係)

一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料

区分	金額
法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 10,000円
法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 10,000円
法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料	1件につき 10,000円
法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の変更許可申請手数料	1件につき 10,000円
浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 10,000円
上記許可証の再交付手数料	1件につき 5,000円

○高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

平成17年11月1日

規則第101号

改正 平成18年9月22日規則第42号

平成22年9月17日規則第25号

平成26年3月31日規則第17号

平成28年3月31日規則第31号

平成29年3月24日規則第18号

平成31年1月22日規則第2号

令和元年12月19日規則第26号

令和2年12月28日規則第63号

令和3年2月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成17年高岡市条例第127号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(高岡市廃棄物減量等推進審議会委員)

第2条 条例第9条に規定する高岡市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名によるものとする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事業用大規模建築物)

第5条 条例第17条第1項の規則で定める事業用大規模建築物は、次のとおりとする。

- (1) 建築延面積3,000平方メートル以上の事業用建築物
- (2) 前号に定めるもののほか、著しく多量の事業系一般廃棄物を排出する事業用建築物で、市長が特に必要と認めるもの

(事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書の提出)

第6条 条例第18条の規定に基づき、事業用大規模建築物の管理者は、毎年6月30日までに、事業系一般廃棄物減量化・資源化等計画書(様式第1号。以下「減量化・資源化等計画書」という。)を市長に提出しなければならない。減量化・資源化等計画書に記載した事項に変更があったときも、同様とする。

(廃棄物管理責任者)

第7条 条例第19条に規定する廃棄物管理責任者を選任したときは、当該選任の日から30日以内に廃棄物管理責任者選任(変更)届出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(自ら処分しない家庭系一般廃棄物の搬出方法)

第8条 条例第24条第2項に規定する自ら処分しない家庭系一般廃棄物を搬出する者は、分別を徹底するとともに次に定めるところにより搬出し、かつ、美観を損なうことのないよう努めなければならない。

- (1) 燃やせるごみについては、市長が指定する袋に入れ、その袋の口をしっかりと結ぶこと。
- (2) 商品が入っていたプラスチック製の容器及び包装(以下「プラスチック容器」という。)については、内容物及び異物を取り除き、市長が指定する袋に入れ、その袋の口をしっかりと結ぶこと。

(公共の場所等のボランティア清掃による一般廃棄物の搬出方法)

第9条 公共の場所等のボランティア清掃を行う者は、一般廃棄物を分別して市長が指定する袋に入れ、その搬出及び収集等の実施に際しては、市長の指示に従わなければならない。

(指定袋の種類等)

第10条 条例第28条第3項に規定する事業系燃やせるごみ指定袋は、45リットル用(様式第6号)とする。

- 2 第8条第2号に規定する市長が指定する袋は、プラスチック容器専用指定袋 45リットル用(様式第8号)とする。
- 3 前条に規定する市長が指定する袋は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア清掃専用指定袋 大型 45リットル用(様式第9号)
 - (2) ボランティア清掃専用指定袋 中型 20リットル用(様式第10号)
- (市長が処理する産業廃棄物)

第11条 条例第27条第2項に規定する産業廃棄物は、本市の区域内において生じた産業廃棄物(有毒性、危険性、有害性若しくは引火性のあるもの又は著しい悪臭を伴うものを除く。)で、別に市長が定めるものとする。

- 2 前項に規定する産業廃棄物を搬入しようとする事業者は、市長の定めるところにより、事前にその承認を受けなければならない。

(事業者の届出等)

第12条 条例第28条に規定する事業系一般廃棄物の収集等を依頼しようとする者は、事業系一般廃棄物収集等(開始、変更(増・減)、廃止)申込書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。その内容に変更があつたときも、同様とする。

(適正処理困難物の告示)

第13条 市長は、条例第29条に規定する適正処理困難物を指定したときは、これを告示するものとする。

(事業系廃棄物の保管場所の設置基準)

第14条 条例第31条に規定する保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物が種類別に分別できるものであること。
- (2) 廃棄物が十分収納できるものであること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないものであること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の保全上支障の生ずるおそれのないようにすること。

(廃棄物搬入の届出)

第15条 条例第33条に規定する廃棄物を市の処理施設に搬入しようとする者は、廃棄物搬入申請書(ストックヤード用)(様式第12号)又は廃棄物搬入申請書(埋立処分場用)(様式第12号の2)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料の納入等)

第16条 条例第34条に規定する手数料の納入方法は、次に定めるところとする。

- (1) 事業系一般廃棄物のうち燃やせるごみの収集等を依頼する者にあつては、毎年度市長に収集等を依頼する際に、事業系燃やせるごみ指定袋の交付時に納入するものとする。
- (2) 前号に規定する者以外の者にあつては、即納するものとする。

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、廃棄物を継続的に市の処理施設に搬入する者で市長の承認を受けたものは、当該月分の手数料を一括して翌月の20日までに納入することができる。

- 3 市長は、交付した事業系燃やせるごみ指定袋に係る既納の手数料は還付しないものとする。
ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定袋の交付等)

第17条 プラスチック容器専用指定袋は、年1回、市長が配布する。

- 2 ボランティア清掃専用指定袋は、公共の場所等のボランティア清掃を行う者からの申出に応じて、市長が交付する。

(産業廃棄物処理手数料の納入)

第18条 条例第35条に規定する処理手数料は、即納しなければならない。

(手数料の減免申請等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第36条の規定により一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

- (1) 天災、火災その他の災害により発生した廃棄物の処理を行うとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の手数料の減免を受けようとする者は、廃棄物収集等手数料減免申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請書)

第20条 条例第37条第1項に規定する申請書の様式は、次に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物(収集運搬業・処分業)許可申請書(様式第15号)
- (2) 一般廃棄物(収集運搬業・処分業)変更許可申請書(様式第16号)
- (3) 浄化槽清掃業許可申請書(様式第17号)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証)

第21条 条例第37条に規定する許可をしたときは、その者に対し、許可証(様式第18号)を交付するものとする。

- 2 許可証は、他に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 許可を受けた者は、許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその事由を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の返納)

第22条 条例第37条に規定する許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

- (1) 有効期限が満了したとき。
- (2) 営業許可を取り消されたとき。
- (3) 営業を廃止したとき。
- (4) 死亡(法人にあっては解散)したとき。

(取扱状況の報告)

第23条 条例第37条に規定する許可を受けた者は、一般廃棄物(収集運搬・処分)取扱状況報告書(様式第19号)及び浄化槽清掃取扱状況報告書(様式第20号)により、毎月その取扱状況を翌月5日までに市長に報告しなければならない。

(身分を示す証明書)

第24条 条例第39条第2項に規定する立入調査を行う職員は、身分を示す証明書(様式第21号)を携帯するものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成6年高岡市規則第2号)又は福岡町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則(平成7年福岡町規則第1号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

4 当分の間、合併前の福岡町の区域に係る第8条第3号の適用については、同号中「市長が指定する袋(以下「缶・びん・ペット専用指定袋」という。)」とあるのは、「袋」とする。

5 平成18年3月31日までの間、合併前の福岡町の区域に係る第8条第4号及び第9条の適用については、第8条第4号中「市長が指定する袋(以下「プラスチック容器専用指定袋」という。)」とあるのは「袋」と、第9条中「市長が指定する袋(以下「ボランティア活動専用指定袋」という。)」とあるのは「袋」とする。

附 則(平成18年9月22日規則第42号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成22年9月17日規則第25号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日規則第17号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第31号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年 3 月24日規則第18号)

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成31年 1 月22日規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定により作製されたボランティア活動専用指定袋で、現に残存するものについては、当分の間、改正後の高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第10条第 3 項に規定するボランティア清掃専用指定袋として使用することができる。

附 則(令和元年12月19日規則第26号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年12月28日規則第63号)

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施工する。

高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例

平成 17年11月1日

条例第117号

私たちの高岡市は、豊かな自然と優れた文化資産に恵まれた歴史と伝統と風格を備えたまちである。そこには、そのなかで生活し、働く人々によって形成され、守られてきたかけがいのない生活環境がある。

これらの貴重な財産を、守り、創造し、将来に継承していくことは、先人からこのまちを受け継いだ高岡市に生活し、働き、集うすべての人々の責務である。

ここに、私たち高岡市民は次に掲げる基本理念のもと、総力を挙げて、市民の手による美しいまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

「美しいまちは市民みんなの財産」

豊かな自然と優れた歴史的文化的文化資産に恵まれ、市民の日々の生活や産業の場である美しい高岡のまちは、先人から私たちに伝えられた貴重な財産であり、私たちは、このような高岡に住んでいることへの感謝の気持ちと美しいまちを愛する心を育てていかなければならない。

「美しいまちは市民みんなで作る」

私たち市民が誇るこの美しいまちを、市民、事業者、行政が協働して、ごみを捨てない、汚さない、落書きしないことなどの美化運動を推進し、実践し、みんなで守り、創造していかなければならない。

「美しいまちを将来に継承」

私たちは、市民みんなで次代を担う青年や子供たちに、この美しいまちを守り、創造していくことの大事さを語りかけ、将来に継承していかなければならない。

(目的)

第1条 この条例は、市民自らの手によるまちの良好な生活環境の保全と美化を推進するため、前文に掲げる基本理念に基づき、市、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者の責務を明らかにするとともに、まちの良好な生活環境の保全と美化を損なわないようにするための努力と損なう行為の禁止等及び市民の自発的活動の促進について必要な事項を定めることにより、市民の参加と協働による清潔で住み良いまちの創造を目指し、もって潤いと魅力にあふれる快適環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民の手による美しいまちづくり 市、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者が相互に協力し、及び連携することにより、一体となつて行なうまちの良好な生活環境の保全及び美化をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、又は滞在し、若しくは通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を営む者(次号に掲げる者を除く。)をいう。
- (4) 公共的団体等 市内で事業又は活動を行う公共的団体、公益団体その他市民又は事業者の団体をいう。
- (5) 土地等管理者 市内に存する土地及び建物その他の工作物(以下「土地等」という。)を管理する者をいう。
- (6) 空き缶、吸い殻等 缶、びんその他の飲料、食品等の容器及びたばこの吸い殻、ガムの噛みかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- (7) 公共の場所 道路、公園、広場、海岸、河川その他不特定多数の者が利用し、又は出入りできる場所をいう。
- (8) 毀損行為 建物、施設、備品、造形作品、工作物及び立木等に損傷を与える目的でなす行為をいう。
- (9) 落書き 土地等管理者の意に反してペイント、墨、油性フェルトペン等により文字、図形、模様等をかくことをいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民の手による美しいまちづくりに関する総合的な施策（以下「美しいまちづくり施策」という。）を計画的に実施するものとする。

2 市は、美しいまちづくり施策の実施に際し、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者に対し協力を要請するものとする。この場合において、市は、美しいまちづくり施策に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

3 市は、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者が行うまちの良好な生活環境の保全及び美化を推進するための自発的な活動（以下「市民美化活動」という。）に対する支援並びに関係機関等との連携及び調整に努めるものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、美しいまちづくり施策に協力するとともに、連携して意識の高揚を図り、その居住する地域において行なわれる市民美化活動に協力するように努めるものとする。

2 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に収納するように努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、美しいまちづくり施策に協力するとともに、事業所、その周辺その他事業活動を行う地域における市民美化活動の推進に努めるものとする。

2 事業者は、その業務に従事する者に対し、市民の手による美しいまちづくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

（公共的団体等の責務）

第6条 公共的団体等は、美しいまちづくり施策に協力するとともに、その事業又は活動を行う地域における市民美化活動の推進に努めるものとする。

2 公共的団体等は、その事業又は活動に参加する者に対し、市民の手による美しいまちづくりに関する意識の啓発に努めるものとする。

（犬の飼い主の責務）

第7条 犬の飼い主（飼養管理者を含む。）は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、ふんによる害を防止するため、次の事項を遵守するように努めるものとする。

（1）飼い犬を綱、鎖等でつなぐことを原則とし、これを制御できる者が運動させること。

（2）飼い犬のふんを処理するための用具を携帯し、これを適正に処理すること。

（禁止行為）

第8条 何人も、みだりに空き缶、吸い殻等を捨ててはならない。

2 何人も、みだりに公共の場所で毀損行為及び落書きをしてはならない。

3 犬の飼い主は、みだりに公共の場所に飼い犬のふんを放置してはならない。

（容器入り飲料等を販売する者の措置義務等）

第9条 容器入りの飲料及び食品を販売する者（自動販売機の設置者を含む。以下この条において同じ。）は、その消費者に対し、市民の手による美しいまちづくりに関する意識の啓発に努めなければならない。

2 容器入りの飲料及び食品を販売する者は、販売する場所（自動販売機の設置場所を含む。次項において同じ。）に空き缶、空きびん、空き箱、空き袋等を回収する容器を設置し、及び管理する等これらの散乱を防止する措置を講じるよう努めなければならない。

3 容器入りの飲料及び食料を販売する者は、販売する場所が空き缶、空きびん、空き箱、空き袋等の散乱している状態にあるときは、これを解消しなければならない。

（土地等管理者の措置義務等）

第10条 土地等管理者は、その管理する土地等が周辺の良好な生活環境の保全と美化に支障を及ぼすものとして次に掲げる状態となることを防止する措置を講じるよう努めなければならない。

（1）空き缶、吸い殻等が散乱している状態

（2）毀損行為又は落書きによる損傷又は汚損が著しい状態

（3）雑草等が無秩序に繁茂している状態

2 土地等管理者は、その管理する土地等が前項第1号及び第2号に規定する状態にあるときは、これを解消するよう努めなければならない。

3 土地等管理者は、その管理する土地等が第1項第3号に規定する状態にあるときは、これを解消しなければならない。

(立入調査等)

第 11 条 市長は、第3条の規定の施行に関し必要と認めるときは、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者に対し、職員をして事情を聴取し、又は現地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を提示し、調査の趣旨を説明しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(環境美化重点地区の指定)

第 12 条 市長は、美しいまちづくり施策を効果的に推進する必要があると認められる地区を環境美化重点地区として指定することができる。

2 市長は、環境美化重点地区を指定し、又は解除しようとするときは、美しいまちづくり高岡市民連絡会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、環境美化重点地区を指定し、又は解除したときは、その旨を告示するものとする。

(指導及び勧告)

第 13 条 市長は、次に掲げる者に対し、必要な指導を行うことができる。

(1) 第9条第2項に規定する措置を講じない者

(2) 第 10 条第1項及び第2項に規定する措置を講じない土地等管理者

2 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(1) 第8条の規定に違反した者

(2) 第9条第3項の規定に違反した者

(3) 第 10 条第3項の規定に違反した土地等管理者

(命令)

第 14 条 市長は、前条第2項の規定に基づく勧告(第8条第1項及び第 10 条第3項の規定に違反したことによる勧告にあっては、環境美化重点地区におけるものに限る。)を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて当該勧告に従うよう命令することができる。

(公表)

第 15 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 命令を受けた者の住所及び氏名

(2) 命令の内容

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、相手方に弁明の機会を与えなければならない。

(市民連絡会議)

第 16 条 美しいまちづくり施策及び市民美化活動を相互に調整し、市民の手による美しいまちづくりを効果的に実施するため、美しいまちづくり高岡市民連絡会議(以下「市民連絡会議」という。)を設置する。

2 市民連絡会議の組織及び運営等に関する事項は、規則で定める。

(推進員)

第 17 条 地域における市民美化活動を積極的に推進するため、高岡市美しいまちづくり推進員(以下「推進員」という。)を置く。

2 推進員は、高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成17年高岡市条例第127号)第 10 条の規定に基づき委嘱される廃棄物減量等推進員をもって充てる。

- 3 推進員は、地域の市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者に対し、美しいまちづくり施策の趣旨等を周知するとともに、地域における市民美化活動に取り組むものとする。

(環境美化協定)

第 18 条 市は、計画的な市民美化活動を促進するため、市内の一定の区域で市民美化活動を実践する事業者及び公共的団体等と協議し、当該一定区域における市民美化活動を継続的に推進する旨の協定(以下「環境美化協定」という。)を締結するものとする。この場合において、環境美化協定の対象とする区域は、公共の場所を含む区域とする。

- 2 市と環境美化協定を締結した事業者及び公共的団体等は、市民の手による美しいまちづくりに関し、市に意見を述べることができる。

(環境美化ボランティア)

第 19 条 市は、公共の場所等における清掃、空き缶、吸い殻等の回収、草刈り等の作業に無償で協力することを希望する者を環境美化ボランティアに登録するものとする。

- 2 市長は、環境美化ボランティアに対して前項に規定する作業に関する情報を提供し、協力を要請するものとする。

- 3 環境美化ボランティアは、美しいまちづくり施策に積極的に協力するとともに、自らの実践活動等を通じ、市民全体の環境美化意識の向上に寄与するものとする。

(環境美化の日)

第 20 条 市長は、市民等、事業者、公共的団体等及び土地等管理者の環境美化意識の向上を図り、市民美化活動を積極的に推進するため、環境美化の日を設けることができる。

(市民美化活動の支援等)

第 21 条 市は、市民連絡会議、推進員、環境美化協定を締結した事業者及び公共的団体等並びに環境美化ボランティアに対し市民美化活動に必要な情報を提供するとともに、清掃用具その他市民美化活動に必要なものを貸与することができる。

- 2 家庭、学校、事業所、地域社会等は、次代を担う青年や子供たちにこの美しいまちを守り、創造していくことの大事さの啓発に努めなければならない。

(調査及び評価)

第 22 条 市は、環境美化重点地区において、その現況等の調査を行うとともに、当該地区の生活環境の保全及び美化の評価を行うものとする。

- 2 市は、前項の調査及び評価の結果を、公表しなければならない。

(顕彰)

第 23 条 市長は、市民美化活動に著しく貢献した者を表彰することができる。

(市の財政的措置)

第 24 条 市は、市民の手による美しいまちづくりに必要な財政上の措置に努めるものとする。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日までに、合併前の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例(平成15年高岡市条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の日から平成18年3月31日までの間、合併前の福岡町の区域においては、第 17 条の規定は適用しない。

高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例施行規則

平成17年11月 1 日

規則第86号

改正 平成27年 3 月24日規則第11号

平成28年 3 月31日規則第 9 号

平成29年 1 月27日規則第 1 号

令和 2 年12月28日規則第63号

令和 4 年 3 月25日規則第 7 号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例(平成17年高岡市条例第117号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

第2条 条例第11条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第1号)とする。

(環境美化重点地区の指定等)

第3条 条例第12条に規定する環境美化重点地区は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市民等、事業者及び土地等管理者が積極的に環境美化に取り組む地域とする。

- (1) 高岡駅周辺及び新高岡駅周辺地域
- (2) 高岡を代表する観光地がある地域
- (3) 大規模な公共施設がある地域
- (4) 特別清掃活動を行っている地域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める地域

2 市長は、環境美化重点地区において、まちの良好な生活環境の保全及び美化を推進するため、公共的団体等と市民美化活動に関する協定(以下「環境美化重点地区美化協定」という。)を締結するとともに、当該公共的団体等が行う条例第21条に規定する市民美化活動への支援等、当該公共的団体等との連携その他必要な施策を重点的に実施するものとする。

3 前項の環境美化重点地区美化協定は、環境美化重点地区美化協定書(様式第2号)により行うものとする。

(勧告)

第4条 条例第13条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第3号、様式第4号及び様式第5号)により行うものとする。

(命令)

第5条 条例第14条の規定による命令は、命令書(様式第6号)により行うものとする。

(公表)

第6条 条例第15条に規定する公表は、高岡市公告式条例(平成17年高岡市条例第3号)第2条第

2 項に規定する掲示場への掲示その他市長が認める方法により行うものとする。

(美しいまちづくり高岡市民連絡会議)

第7条 条例第16条第1項に規定する美しいまちづくり高岡市民連絡会議(以下「市民連絡会議」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の手による美しいまちづくり運動を推進するための啓発及び広報活動並びに実践活動の企画、立案及び実施に関する事。
- (2) 市民連絡会議を構成する団体の相互の連絡調整に関する事。
- (3) 環境美化重点地区の指定又は解除に関する意見を述べる事。
- (4) 市民美化活動の調査及び評価に関する事。
- (5) 環境美化協定の締結の推進に関する事。
- (6) 環境美化ボランティアの登録の推進に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民連絡会議の目的を達成するために必要な事業(組織及び委員)

第8条 市民連絡会議は、公共的団体等、関係行政機関及び関係事業団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

2 委員は、構成団体の代表者をもって充てる。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 市民連絡会議に、会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、市民連絡会議の事業を統括し、市民連絡会議を代表する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する副会長が、その職務を代理する。

(理事及び監事)

第10条 市民連絡会議に理事若干人及び監事2人を置く。

2 理事及び監事は、構成団体の委員から会長が指名する。

(専門部会)

第11条 市民の手による美しいまちづくり運動を推進するため、市民連絡会議に、調査企画部会及び美化推進部会の専門部会を設置し、その他必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 前項の専門部会の委員は、学識経験を有する者及び市民連絡会議の構成団体から選出された者で構成し、委員の互選により、部会長を選出する。

(会議)

第12条 市民連絡会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 市民連絡会議は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 市民連絡会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務局及び運営)

第13条 市民連絡会議及び専門部会の事務局は、生活環境文化部環境政策課に置く。

- 2 各事業の運営は、高岡市役所の関係各部で組織する美しいまちづくり高岡市民連絡会議庁内推進委員会と連絡調整を行い実施するものとする。

(環境美化ボランティア)

第14条 条例第19条に規定する環境美化ボランティアの登録をしようとする者は、環境美化ボランティア登録申込書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(環境美化の日)

第15条 条例第20条に規定する環境美化の日は、6月の第1及び第2日曜日、7月の第1日曜日並びに9月の第4日曜日とする。

(市民美化活動の支援等)

第16条 市民美化活動への支援等を受けようとする者は、市民美化活動支援申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、第3条第2項に規定する支援等について準用する。

(市の財政的措置)

第17条 条例第24条に規定する財政的措置は、次に掲げる団体を対象とする。

- (1) 環境美化重点地区美化協定を締結する団体
- (2) 環境美化協定を締結する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める団体

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例施行規則(平成15年高岡市規則第34号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成27年3月24日規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月27日規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月28日規則第63号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日規則第7号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 市長は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例施行規則（平成17年高岡市規則第86号。以下「規則」という。）第17条に規定する団体（以下「団体」という。）が行う市内の一定の区域で行う市民美化活動（以下「活動」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 規則第17条第1号に定める団体が年度を通じて活動を行った場合 当該年度につき8万円。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該額に8万円以内の額を増額することができる。
 - (2) 規則第17条第2号に定める団体が年度を通じて活動を行った場合 当該年度につき2万円。
- 2 前項の規定にかかわらず、活動の開始の時期が年度の途中である場合、当該年度における助成金の額は、活動に要した月数に応じて、それぞれ前項各号に規定する額の12分の1に当該月数を乗じて得た額を交付するものとする。この場合において、当該助成金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体は、協定締結年度にあつては協定を締結した日から当該日の属する月の翌月10日までに、それ以降の年度にあつては助成を受けようとする年度の4月10日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 助成金の交付を受けて行う事業の活動計画書及び収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

2 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、必要と認めるときは、助成金の交付の目的を達成するために必要な限度において条件を付することができる。

3 市長は、助成金の交付を決定したときは、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定額その他必要な事項を当該団体に通知するものとする。

（助成金の支払）

第6条 前条第3項の通知を受けた団体は、速やかに、助成金の支払を市長に請求するものとし、市長は、請求があったときは、助成金を概算払の方法により支払うものとする。

（事業報告書の提出）

第7条 助成金の支払を受けた団体は、当該助成の対象である活動を完了したときは、当該活動が完了した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（高岡市環境美化協定要綱の様式第3号）
- (2) 収支決算書
- (3) その他活動に関する資料

（助成金の精算）

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る活動の成果が助成金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを審査し、適合していると認めたときは、速やかに、交付する助成金の額を確定し、高岡市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金等確定通知書（様式第3号）により通知し、精算の手続を行うものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、助成金の交付の決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金交付申請書の内容と事実が著しく異なったとき。
- (3) 助成の対象となる活動を実施しないとき又は実施する見込みがないとき。
- (4) 条例、規則若しくはこの要綱の規定又は助成金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(助成金の返還)

第 10 条 市長は、前条の規定により、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、当該助成金の交付を受けた者に対して、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付要綱の規定により交付された助成金については、改正後の高岡市市民の手による美しいまちづくり推進事業助成金交付要綱の規定により交付された助成金とみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

高岡市環境美化協定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例(平成17年高岡市条例第117号。以下「条例」という。)第18条第1項に規定する環境美化協定(以下「美化協定」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(協定の申請等)

第2条 美化協定を締結しようとする者は、環境美化協定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(美化協定の活動範囲等)

第3条 美化協定における美化活動は、次に掲げるまちの良好な生活環境の保全及び美化に関する活動を目指すものとする。

(1) 定期的な一斉美化活動

ア 空き缶、吸い殻等の回収

イ 公園、空き地等の除草(樹木、花等の植栽は含まないものとする。)

ウ 側溝、地下道、高架橋等の清掃

エ 公共物等の落書きの除去

(2) 美化パトロール

ア 不法投棄の監視パトロール

イ 雑草地の監視パトロール

ウ 毀損、落書き等の監視パトロール

(3) その他市長が有益と認める美化活動

(美化協定の締結等)

第4条 美化協定は次に掲げる要件全てに該当する場合に、締結するものとする。

(1) 美化活動の区域は、一定の公共の場所を含む区域であること。若しくは、公益機能を増進するため、市長が有益と認める区域であること。

(2) 協定締結期間が2年以上で、かつ活動回数が月1回以上であること。

(3) おおむね10人以上が参加し、協働で美化活動を行うこと。

2 市長は、環境美化協定申請書が提出され、まちの良好な生活環境の保全と美化に有益であると認められるときは、美化協定の代表者と環境美化協定書(様式第2号)を取り交わすものとする。

3 美化協定の名称については、両者が協議して定めるものとする。

4 美化協定の有効期間は2年間とし、期間満了前に両者から何ら意思表示がないときは、更に2年間延長できるものとする。以後また同様とする。

(標識板)

第5条 市長は、美化協定を締結し、その団体が要望したときは、標識板を美化活動の区域に設置するものとする。

2 市長は、前項の標識板が、次の各号のいずれかに該当する場合には設置することができない。

(1) 都市の景観を損ねると判断される場合

(2) 設置する土地の管理者の承認を得られない場合

(3) 参加者が宗教法人法(昭和26年法律第126号)に規定する宗教法人又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項に規定する政治団体と認められる場合

(報告)

第6条 美化協定の代表者は、美化協定の締結後各年度ごとに、環境美化協定報告書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第7条 美化協定の代表者は、美化協定を変更又は廃止したときは、美化協定変更・廃止届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、美化協定が変更又は廃止されたときは、活動支援を取り消し、変更し、又は給付貸与した物品の返還を求めることができる。

(協定の解除)

第8条 市長は、美化協定が目的に適合しなくなったときは、活動支援を中止し、美化協定を解除することができる。

2 市長は、活動支援を中止し、美化協定を解除したときは、給付貸与した物品の返還を求めることができる。

(事務)

第9条 美化協定に関する事務については、高岡市生活環境文化部環境政策課において行うものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果

の縦覧手続等に関する条例

平成 17 年 11 月 1 日

条例第 128 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 9 条の 3 第 2 項(同条第 9 項の規定により同条第 8 項に準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、同条第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出(以下「設置届」という。)及び同条第 8 項の規定による設置届の記載事項の変更に係る届出に際し、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第 8 条第 2 項第 2 号から第 9 号までに掲げる事項を記載した書類(以下「報告書等」という。)を縦覧に供する場合の手続並びに利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する場合の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 報告書等の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 5 条に規定するごみ焼却施設及び最終処分場(以下「施設」という。)とする。

(縦覧の告示等)

第 3 条 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により報告書等を縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 縦覧に供する場所
- (2) 縦覧に供する期間
- (3) 施設の名称
- (4) 施設の設置場所
- (5) 施設の種類
- (6) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (7) 施設の能力(最終処分場にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (8) 実施した生活環境影響調査の項目
- (9) 意見書の取扱いその他必要な事項

2 前項第 2 号に規定する縦覧に供する期間は、告示の日から 1 月間とする。

(縦覧の手続)

第 4 条 報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、次に掲げる事項を記載した縦覧申込書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 住所(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地)

(縦覧者の遵守事項等)

第 5 条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示に従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した縦覧者に対し、縦覧の停止又は禁止を命ずることができる。

(意見書の提出)

第6条 第3条第1項の規定による告示があつたときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、当該告示による報告書等の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(意見書の記載事項)

第7条 前条の規定により意見書を提出しようとする者は、意見書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(2) 住所(法人にあつては、事務所又は事業所の所在地)

(3) 施設の名称

(4) 生活環境の保全上の見地からの意見

(環境影響評価との関係)

第8条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は富山県環境影響評価条例(平成11年富山県条例第38号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、この条例に定める手続(次条に規定するものを除く。)を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該関係市町村の区域における縦覧等の実施について、協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、他の市町村の区域が含まれているとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例(平成12年高岡市条例第41号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成23年3月18日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果 の縦覧手続等に関する条例施行規則

平成17年11月 1 日

規則第102号

改正 平成27年 3 月31日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例(平成17年高岡市条例第128号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告書等の縦覧時間等)

第2条 報告書等の縦覧時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 条例第3条第2項の規定による縦覧期間のうち、高岡市の休日を定める条例(平成17年高岡市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日においては、報告書等を縦覧に供しない。

(縦覧の場所)

第3条 条例第3条第1項第1号に規定する縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 高岡市生活環境文化部環境政策課
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(縦覧申込書の提出先)

第4条 条例第4条に規定する縦覧申込書の提出先は、縦覧しようとする報告書等の縦覧場所とする。

(意見書の提出先)

第5条 条例第6条の規定による意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 高岡市生活環境文化部環境政策課
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例施行規則(平成12年高岡市規則第36号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成27年 3 月31日規則第36号)

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

高岡市ごみ集積場設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積場設置補助金（以下「補助金」という。）の交付について、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって清潔で住みよい地域社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ごみ集積場」とは、家庭ごみの定期収集日に各家庭から排出されるごみを一時的に集積するため、一定の地域又は世帯を単位として設けられる施設をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、自治会、町内会その他の団体が別に定めるごみ集積場設置基準（以下「基準」という。）に適合するごみ集積場を設置（改築、増築及び修繕を含む。以下同じ）した場合は、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。ただし、集合住宅の建築及び開発行為に伴いごみ集積場を設置する場合を除く。

(事前協議)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、ごみ集積場を設置する土地の管理者又は所有者に設置の同意を得たうえ、ごみ集積場設置事前協議書（様式第1号）により市長と事前協議を行うものとする。

(承認)

第5条 市長は、ごみ集積場設置事前協議書を受理したときは、基準に基づいて内容を審査のうえ、設置を承認するか否かを決定し、その旨をごみ集積場設置承認書（様式第2号）により協議者に通知するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

ごみ集積場の設置に要した費用の4分の3の額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）ただし、当該額がごみ集積場1か所につき利用世帯数に応じて定める別表の上限額を超える場合は、当該別表に定める上限額

(交付申請)

第7条 第5条の規定により承認を受けたものは、ごみ集積場を設置した場合は、高岡市ごみ集積場設置補助金交付申請書（様式第3号）にごみ集積場の設置に要した経費を証する書類を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書に併せて必要と認める関係書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第8条 市長は、ごみ集積場設置補助金交付申請書を受理したときは、内容を審査のうえ補助金を交付するか否かを決定するものとし、その旨をごみ集積場設置補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高岡市ごみ集積場設置補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日以後にごみ集積場の設置の承認をするものについて適用し、同日前に承認したものについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の高岡市ごみ集積場設置補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以降にごみ集積場の設置の承認をするものについて適用し、同日前に承認したものについては、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第6条関係）

利用世帯数（件）	上限額（円）
～20	20,000
21～50	60,000
51～100	80,000
101～	100,000

ごみ集積場設置基準

1. 目的

この基準は、ごみ集積場の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 設置申請事前協議

- (1) ごみ集積場を設置(新築又は全部改築)しようとするもの(地区自治会長等)は、当該集積場へのごみ排出者全員、衛生委員及び土地所有者等の同意を得て、所定の様式に係る書類を添付し、市長と協議を行うものとする。
- (2) 当該集積場において、新たな分別収集等に伴い集積スペースを増築する場合及び老朽化により修繕を行なうときも、所定の様式に係る書類を添付し、市長と協議を行うものとする。

3. 集積場の設置要件

- (1) 原則として、4tの収集車が通行可能な道路(巾員 4.5m 以上) 及び通り抜けできる道路に面し道路用地以外の場所であること。
- (2) 収集作業のうえで交通上の支障又は危険性がなく、かつ道路交通法等の関係法令に抵触しない場所であること。
- (3) 集積場の面積は、1世帯当たり 0.2 m²以上を基準とし、概ね50世帯に1箇所の計画で設置すること。
- (4) 金属製又はコンクリート製等、耐久性が高く固定式であること。
- (5) 犬、猫、鳥等によるごみの飛散を防止することができる構造であること。
- (6) 燃やせるごみの集積場としてボックス型等を設置するときは、道路事情等により特に市長が認めたものとする。

4. 集積場の管理

- (1) 集積場は、申請者及び自治会において管理するものとする。
- (2) 集積場は、常に清潔にし排出物の飛散防止を図るなど環境衛生上支障のないように努めるものとする。

5. その他

開発行為に関わる集積場については、上記設置要件に基づき、開発行為者が自ら設置するものとする。

高岡市し尿処理対策審議会規則

平成17年11月30日
高岡市規則第196号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市附属機関に関する条例（平成17年高岡市条例第19号）第4条の規定に基づき、高岡市し尿処理対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員のうち、その役職員にあることによって委嘱された委員が当該役職員の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名によるものとする。

3 会長は、審議会を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け審議会の事務を処理する。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して会議に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

高岡市資源再生品集団回収事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の日常生活に伴って排出される廃棄物の中から、再資源化できる物（以下「資源再生品」という。）を回収する団体に対し奨励金を交付することにより、ごみの減量化と資源の有効な活用を促し、もって、集積場に出される資源物の無断持ち去りによるトラブルを解消するとともに、清掃行政の円滑化及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、資源再生品を集団で回収する市民の団体で次に掲げるいずれかの団体とする。

- (1) 市内の町内会又は自治会（町内会又は自治会内で活動する各種団体含む。）
- (2) 校下、地区又は区域単位で活動する営利を目的としない団体
- (3) その他特に市長が認める団体

(回収団体の登録)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、高岡市資源集団回収団体登録申請書（様式第1号）を提出し、登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により登録したときは、当該登録を受けた団体（以下「資源回収団体」という。）に対し、高岡市資源回収団体登録通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(回収業者の登録)

第4条 資源回収団体が回収する資源再生品の引渡しを受けようとする業者は、毎年度、高岡市資源回収業者登録申請書（様式第3号）を提出し、登録を受けなければならない。

第5条 資源回収団体は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 原則として資源回収を毎年実施すること。この場合において、回収日は、原則として当該地区の燃やせないごみ収集日以外の日とすること。
- (2) 回収した資源再生品は、資源回収業者に引渡し、又は売却すること。
- (3) 資源再生品の分別回収に努めるなど回収品の資源としての価値を高めるようその取扱いに留意すること。
- (4) 資源再生品の集積場所の清掃に努めること。

(登録の変更及び廃止)

第6条 資源回収団体は、年度途中においてその登録の内容に変更が生じたとき、

又は登録を廃止しようとするときは、資源集団回収団体登録変更・廃止届書（様式第4号）により、速やかに市長に届けなければならない。

（対象品目）

第7条 資源回収団体が回収する資源再生品のうち奨励金の交付対象となる品目は、次のとおりとする。

- （1）古紙類（段ボール、新聞、チラシ、雑誌類、牛乳パック等）
- （2）アルミ缶及びスチール缶
- （3）びん類（1.8 リットル瓶、ビール瓶等。ただし、油瓶や内容物の入ったものは除く。）
- （4）ぼろ類（布団、枕、カーペット、アノラック、毛糸類等は除く。）
- （5）その他市が指定する資源再生物

（協議）

第8条 資源回収団体が資源再生品を回収しようとするときは、資源回収業者と回収方法等について事前に協議するものとする。

2 資源回収団体が回収した資源再生品を資源回収業者へ引渡す単価（無償の場合も含む。）については、事前に両者協議のうえ決めるものとする。

（奨励金の額）

第9条 資源回収団体に対し、市が交付する奨励金の額は、資源再生品の重量 1 キログラム当たり 3 円とする。ただし、算出した額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第10条 資源再生品のうちびん類については、1 本当たりの重量を、次表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定める重量とみなして算定する。

びんの容量	重量
1.8 リットル以上 2.0 リットル未満	1.0 キログラム
0.5 リットル以上 1.0 リットル未満	0.5 キログラム
0.5 リットル未満	0.3 キログラム

（交付申請）

第11条 奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、資源集団回収奨励金交付申請書（様式第5号）に、資源回収業者が発行した資源再生品集団回収伝票（様式第6号）を添付して、市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第12条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、

適当と認めたときは、高岡市資源再生品集団回収事業奨励金交付決定通知書（様式第7号）により、資源回収団体の代表者に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第13条 市長は、偽りその他の不正な手段により奨励金を受けた資源回収団体があるときは、その団体に対し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（補足）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の高岡市資源再生品集団回収事業奨励金交付要綱第9条の規定は、施行日以後に回収する資源再生品に対する奨励金から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

高岡市廃棄物減量等推進員及び高岡市美しいまちづくり推進員に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成17年高岡市条例第127号)第10条及び高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例(平成17年高岡市条例第117号)第17条の規定に基づき、高岡市廃棄物減量等推進員及び高岡市美しいまちづくり推進員(以下「推進員」という。)に関し、必要な事項を定める。

(役割)

第2条 推進員は、高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例第17条の規定に基づき、廃棄物減量等推進員が美しいまちづくり推進員を兼ねることとし、地域の環境美化活動等の推進に関して、市と住民の間の連絡調整にあたるとともに、市の施策への協力その他活動を行うものとする。

2 推進員の役割は、条例で定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみの減量化及び資源化に関すること。
- (2) ごみの適正排出及び分別に関すること。
- (3) 生活環境の保全及び美化を損なう行為の実態把握に関すること。
- (4) 市民美化活動への参加に関すること。
- (5) 市の美化運動月間に伴う環境美化実践事業への参加に関すること。

(配置及び定員)

第3条 推進員は、各自治会に次の基準に基づき配置するものとする。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 100世帯未満 | 1人 |
| (2) 100世帯以上300世帯未満 | 2～3人 |
| (3) 300世帯以上 | 3～4人 |

2 前項に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合は、推進員を増員することができる。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動報告)

第5条 市長は、推進員に対し、必要に応じ活動状況の報告を求めることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者の日常生活の負担を軽減し、市民サービスの向上を図るために実施するごみの個別収集事業（以下「個別収集」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 個別収集の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1)市内に住所を有すること。

(2)満65歳以上であること。

(3)ひとり暮らしであること。

(4)要介護認定を受けていること。

(5)燃やせるごみを自ら集積場まで搬出することが困難であること。

(6)燃やせるごみを近隣住民等の協力を得て集積場まで搬出することができないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるひとり暮らし高齢者については、個別収集の対象とすることができる。

(費用負担)

第3条 個別収集に係る費用は無償とする。

(申請方法)

第4条 個別収集を利用しようとする者（代理人を含む。以下「利用希望者」という。）は、高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集実施申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(現況調査及び決定通知)

第5条 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに対象者の現況を調査し、個別収集の利用の可否を決定したときは、その旨を高岡市ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の調査を実施するときは、あらかじめ利用希望者の同意を得るものとする。

(収集方法)

第6条 市長は、個別収集の利用を可とする決定（以下「利用の決定」という。）をした者（代理人を含む。以下「利用者」という。）と協議のうえ、収集開始時期、排出場所、収集曜日・時間その他の個別収集に必要な事項を決定するものとする。

2 利用者は、前項により決定された方法によりごみを排出しなければならない。

(届出義務)

第7条 利用者が、転出、長期不在等により個別収集の必要がなくなった場合又は申請の内容に変更があった場合は、速やかに市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、利用の決定を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により利用の決定を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

廃棄物処理事業年表

	一般事項	ごみ処理関係
明治 22 年4月	市政施行 ・面積 2.04k m ² ・人口 29,202 人	
30 年	敦賀に日本最初の焼却炉建設	
33 年3月	汚物掃除法(明治 33 年法律第 31 号)制定	
34 年4月	汚物掃除規定制定	
5月		請負制塵芥収集開始 川原地内千保川河畔で野外焼却 高岡市清掃監督長等任命
37 年8月		川原地内塵芥焼却廃止
38 年3月	汚物掃除規定改正	汚物の清掃及びその処分は市の直営とする
大正 10 年5月	所管衛生課となる。	
昭和 8年7月		内免塵芥焼却場竣工 処理能力 40t/日 事業費 41,000 円 敷地面積 2,645 m ² 荷車(大八車)による各戸週1回収集開始 馬車による収集開始
15 年4月		馬車 3 台、荷車 2 台、人夫 19 名、各戸に木箱を常備
16 年4月	所轄保健課となる。	
17 年4月	伏木町合併	伏木塵芥焼却場 合併により継承 処理能力 10t/日
22 年5月	所轄民生部衛生課となる。	
29 年4月	清掃法(昭和 29 年法律第 72 号)制定 汚物掃除法関係廃止	
7月	高岡市清掃条例、同施行規則制定	特別清掃区域を指定し、清掃自動車による収集開始
30 年4月		し尿収集業者許可開始(13業者)
35 年4月		市街地の可燃物を週2回定期収集
36 年7月	高岡市し尿投入施設に関する条例施行	施設使用料 180ℓにつき10円
8月		四屋下水処理場内し尿処理施設竣工 処理能力 150kℓ/日
12 月		し尿汲み取り料金 83円/100ℓ
37 年6月	川をきれいにする運動始まる。	
9月		清掃施設用地取得(長慶寺地内) 取得面積 13,015 m ²

	一般事項	ごみ処理関係
37 年 12 月		し尿汲み取り料金改正 83円/100ℓ → 94円/100ℓ
38 年4月	高岡市し尿投入施設に関する条例改正	施設使用料 180ℓにつき15円
39 年4月	所轄民生部衛生課清掃管理事務所となる。	
5月		長慶寺塵芥焼却場竣工 処理能力 100t/日 固定炉 事業費 78,500,000 円
40 年2月		内免塵芥焼却場、伏木塵芥焼却場廃止
4月		木箱をポリバケツ容器に変える し尿汲み取り料金改正 94円/100ℓ → 106円/100ℓ
41 年2月	戸出、中田町合併	戸出塵芥焼却場合併により継承 処理能力 5t/日 敷地面積 1,626 m ²
4月	機構改革により衛生課より分離、清掃課となる。	収集を全面的に清掃車に切り替え 収集車輛 24台
12 月		清掃施設用地拡張の為隣接用地(798 m ² 取得)
42 年4月		し尿収集許可業者合併により(株)高岡市衛生公社設立 (市職員 1 名派遣)
43 年4月		ポリバケツ容器を袋入れ又ステーション方式の導入、 収集車を一部機械車の導入
8月		不燃焼物処理場用地の為国吉地内用地(6,292 m ² 取得)
10 月	不燃焼物処理場運営規則制定	不燃焼物処理場供用開始
44 年6月		不燃物収集開始 2tダンプ 5台
10 月	高岡市し尿投入施設に関する条例改正	施設使用料 180ℓにつき7円 し尿汲み取り料金改正 106円/100ℓ → 133円/100ℓ
12 月	し尿処理対策審議会規則制定	
45 年3月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)制定(清掃法全部改正)	清掃施設用地拡張の為隣接用地(489m ² 取得) 不燃焼物処理場拡張の為隣接用地(760m ² 取得)
46 年4月		不燃焼物月1回定期収集開始
7月	海岸をきれいにする運動始まる	
47 年3月	廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定 (清掃条例廃止)	
4月	廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 規則制定(清掃条例施行規則廃止)	
6月	二上山特別清掃始まる	

	一般事項	ごみ処理関係
47 年7月		焼却工場用地として隣接用地取得(2,591 m ²) 連続焼却式焼却工場竣工 処理能力210t/日 事業費 391,868,000 円 100t/日 固定炉廃止 管理棟竣工(長慶寺地内) 事業費 10,448,000 円
10 月	機構改革により清掃課を清掃センターに改称。 業務課、工場課の二課を置く。	
48 年4月		し尿汲み取り料金改正 133円/100ℓ → 150円/100ℓ
49 年4月		し尿汲み取り料金改正 150円/100ℓ → 206円/100ℓ
6 月		清掃施設拡張用地として隣接地取得(3,140 m ²)
9 月	廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正	粗大ごみ処理工場竣工 処理能力 50t/1日(5H) 事業費 160,000,000 円
10 月		市内全域において可燃物週2回定期収集開始
50 年7月		し尿汲み取り料金改正 206円/100ℓ → 278円/100ℓ
52 年4月		し尿汲み取り料金改正 278円/100ℓ → 322円/100ℓ
6 月		戸出塵芥焼却場休止
10 月		市街地 10,000 世帯において不燃焼物月2回収集
53 年4月	機構改革により清掃センターを環境センターに 改称。総務課、業務課、工場課の三課を置く。 衛生課所管のし尿関係、公衆便所、衛生害虫 駆除等事務移管される。 四兼機購入補助金交付要綱施行 高岡市し尿投入施設に関する条例改正	市内全域において不燃物月2回定期収集開始 施設使用料に関する項目 削除
8 月		不燃焼物処理場拡張用地として隣接地取得(41,108 m ²) 全連続焼却式新焼却工場 270t/日 (90t/日×3炉)3ヶ年継続で建設着手
54 年4月	不燃焼物処理場設置規則制定 不燃焼物処理場運営規則廃止 ごみ集積場設置補助金交付要綱施行	分別収集開始—中身の見える袋 (生ごみ週2回、粗大ごみ月2回、高分子系ごみ月2 回、陶磁器類等ごみ月2回、資源再生品月2回) 一般廃棄物(収集、運搬、処分)処理業許可開始 (高岡市衛生公社ほか 11 社) し尿汲み取り料金改正 322円/100ℓ → 406円/100ℓ

	一般事項	ごみ処理関係
9月		林道鎌谷笹波線延長 2,307m、面積 6,949 m ² を不燃焼物処理場搬入道路に用途変更(寄付)
54 年 10 月		不燃焼物処理場の整備を図るため4ヶ年継続事業に着手
12 月		不燃焼物処理場搬入道路拡張の為用地(1,359 m ² 取得)
55 年3月		全連続燃焼式焼却工場竣工 事業費 2,578,800,000 円
6月		連続燃焼式焼却炉 廃止 210t/日 戸出塵芥焼却工場 廃止
8月		不燃焼物処理場搬入道路の災害(路肩崩壊)に伴い復旧用地 1,345 m ² を取得。復旧事業費 7,486,000 円。
10 月	(財)クリーンジャパンセンターのモデル都市の指定を受ける。事業費 45,000,000 円	空き缶選別機設置 2tダンプ・2台 4t機械車・3台購入
11 月		高分子系ごみ週1回収集
12 月		空き缶専用回収の実施 不燃焼物処理場管理棟完成 面積 120.98 m ² 事業費 19,000,000 円
56 年3月	廃棄物処理及び清掃に関する条例改正	
5月		不燃焼物処理場浸出液処理設備完成 処理方法:回転円板接触法 面積 172.69 m ² 事業費 180,000,000 円
7月		し尿汲み取り料金改正 406円/100ℓ → 500円/100ℓ
57 年9月	空き缶ゼロ運動始まる。	
10 月		不燃焼物処理場整備事業完成 埋立容量 533,000 m ³ 事業費 459,586,000 円
58 年9月		し尿汲み取り料金改正 500円/100ℓ → 550円/100ℓ
12 月		し尿処理施設基幹的整備事業 (ガス貯留タンク設備工事)
59 年4月		乾電池、蛍光灯等分別収集月2回
7月		乾電池、蛍光灯保管所保管 事業費 1,280,000 円
60 年7月	空き缶等の散乱防止要綱施行	し尿汲み取り料金改正 550円/100ℓ → 600円/100ℓ
9月	廃棄物処理及び清掃に関する条例施行・規則改正 台所系プラスチック類混焼テスト(伏木地区)	

	一般事項	ごみ処理関係
61 年3月	廃棄物処理及び清掃に関する条例改正	
4月		全市台所系プラスチック類混焼へ移行 高分子系ごみの週1回収集を月2回収集へ陶磁器類等ごみを粗大処理から直接埋立処分とする。
5月		不燃焼物処理場 コンパクト導入 (28,400,000 円)
7月		不燃焼物処理場 パトロール用4WD車導入 (1,495,000 円)
11 月		使用済乾電池北海道で処理(20t)
62 年4月		空き缶の単独収集廃止
6月		不燃焼物処理場 パワーショベル導入 (7,580,000 円)
63 年4月	機構改革により環境センターを廃止 総務課、業務課を環境サービス課に工場課を 廃棄物処理工場に改称 高岡市合併処理浄化槽設置整備事業 補助金交付要綱施行	不燃焼物処理場埋立用地購入 (8,175,000 円) 台帳面積 3,312 m ² (実質面積 19,328 m ²)
10 月	中田し尿中間貯留槽庶務課へ移管	
平成 元年3月	廃棄物処理及び清掃に関する条例改正	
4月	消費税導入	し尿汲み取り料金改正 610円/100ℓ →628円/100ℓ
3年4月	資源再生品集団回収事業奨励金制度を導入	
5月	ごみ減量化モニター制度導入 「ごみ減量化・資源化対策市民委員会」発足 「美しいまちづくり高岡市民連絡会議」発足	
6月		海岸専用清掃機(ビーチクリーナー)導入 (10,248,500 円)
7月	空き缶プレス機小学校に配置	
10 月	廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正	
11 月		金属資源逆有償(積込運搬委託)
12 月		焼却工場基幹的施設整備事業着手
4年3月		使用済乾電池北海道で処理(14t)
4月	ごみ自家処理機材購入補助制度導入	
7月	廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則 全部改正	
10 月		収集体制の見直し、可燃物の水・土曜日の収集廃止
11 月		不燃焼物処理場回転円板取替工事

	一般事項	ごみ処理関係
4年 12 月	空き缶選別機体育館等に配置	
5年3月		焼却工場基幹的施設整備事業完了 事業費 394,490,000 円 空き缶(アルミ)選別機設置 蛍光灯等北海道で処理(16.7t)
4月	廃棄物処理工場を環境クリーン工場に改称	
9月	廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例制定 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止	
10 月	環境フェア開催(シンポジウム実施)	
6年3月	廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例・施行規則制定 廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則廃止	蛍光灯等北海道で処理(9.6t)
4月	事業用大規模建築物減量化・資源化計画及び廃棄物管理責任者届出制度の実施	雑誌類逆有償化(積込運搬委託)
5月	「廃棄物減量化等推進審議会」発足	
7月	「地域環境美化等推進員」委嘱 環境フェア開催(シンポジウム実施)	
8月	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定	
7年3月	第1回「ごみ」を考える集い開催	焼却工場EP灰固型化施設整備事業完了 事業費 165,830,000 円 焼却工場焼却炉等自動制御装置整備事業着手
5月	第2回「ごみ」を考える集い開催	
6月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律制定 第3回「ごみ」を考える集い開催	環境サービス課職員棟竣工 事業費 352,054,000 円 鉄筋コンクリート造3階建 建築延床面積 1,351.73 ㎡
7月	第4回「ごみ」を考える集い開催 環境フェア開催(シンポジウム実施)	
10 月	「リサイクルプラザ整備計画」提出 し尿処理施設精密機能検査完了	
11 月	「ごみの有料制」導入についての提言(廃棄物減量化等推進審議会)	焼却工場焼却炉等自動制御装置整備事業完了 事業費 193,743,000 円
8年3月		乾電池・蛍光灯等処理委託(18t) 不燃焼物処理場浸出液処理施設の回転円板修理
5月	リサイクルプラザ国庫補助内示	

	一般事項	ごみ処理関係
8年6月		不燃焼物処理場延命化対策調査委託 リサイクルプラザ工事管理委託
7月	全国都市緑化とやまフェア対策「全市一斉環境美化の日」設定	リサイクルプラザ建設に伴う職員駐車場及び資源置場囲い設置
8月		リサイクルプラザ建設工事着工 旧焼却工場解体工事
10月		不燃焼物処理場内整備工事完了(遮水ゴムシート張) 事業費 33,887,000 円
12月		高の宮公共トイレ改築事業完了 事業費 20,733,900 円
9年1月	厚生省「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」策定 環境フェア開催(高岡テクノドーム)	焼却施設精密機能検査実施
3月		フロン回収機導入
4月		市の収集業務の一部委託開始 し尿汲み取り料金改定(消費税3%→5%) 628円/100ℓ → 640円/100ℓ
6月		フロン回収開始(市収集分)
9年7月 ～10年3月	高岡市のごみ有料制導入についての考え方(案)のブロック別説明会等の開催(27回 参加者約 2,800人)	
9年8月	構成3市町共同によるごみ処理について基本合意	
10月	高岡地区ごみ処理施設整備推進協議会設立	
10年1月	環境フェア開催(高岡テクノドーム)	
3月	家庭系燃やせるごみ処理の有料制の実施に伴う「高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正 生活排水処理基本計画完了	
4月	高岡地区広域圏事務組合内に施設整備課設置	東栄町公衆便所解体・廃止
5～9月	ごみの有料制の実施及び分別方法の変更(容器包装廃棄物)に関する住民説明会の開催(483回、29,570人参加)	
6月		不燃焼物処理場施設整備工事着手
9月		高岡市リサイクルプラザ竣工 処理能力 46t/日(5H)鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階・地上3階建(地上高 19.2m地下 8.0m) 建築面積 約 2,130 m ² 延床面積 約 4,303 m ² 事業費 2,052,790,000 円

	一般事項	ごみ処理関係
10 月	高岡市リサイクルプラザが稼動	家庭系燃やせるごみ処理の有料制及び容器包装廃棄物分別収集の実施
11 年1月	福岡町の燃えるごみの焼却等の処理受託開始	
11 年3月	し尿処理施設基本計画・環境影響評価調査完了	
6月		不燃焼物処理場施設整備工事完工(C 地区) 整備埋立容量 112,000 m ³ 事業費 610,818,000 円
8月	第1回くらしとリサイクルフェア開催 (環境グリーン工場又はリサイクルプラザにて)	
12 年3月	地球環境美化等推進員研修会開催 (ふれあい福祉センター)	
4月		ごみ焼却施設精密機能検査実施
7月		ごみ焼却施設整備基本計画策定
8月	国体環境美化大会(県総合プール) 第2回くらしとリサイクルフェア (環境グリーン工場又はリサイクルプラザにて)	
10 月		国体特別清掃(雨晴海岸、スポーツコア、高岡駅前) プラスチック容器、紙箱包装紙モデル地区説明会(佐野地区)
11 月		平成 13 年度国庫補助「廃棄物処理施設排ガス高度処理整備計画書」を県に提出
12 月	高岡市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例制定 同条施行規則制定	
12 月		し尿処理施設改築工事着工 処理能力 66kl/日 処理方法 好気性消化処理方式
13 年4月	ごみ焼却処理施設ダイオキシン類対策整備事業 国庫補助内示	家電リサイクル法に基づき、家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)を収集品目から外す。
6月		ごみ焼却処理施設ダイオキシン類対策整備事業着工 事業費 3,994,935,000 円(監理委託含む)
8月	第3回くらしとリサイクルフェア開催 (環境グリーン工場又はリサイクルプラザにて)	
14年1月 ～3月	プラスチック容器、紙箱・包装紙の分別収集に関する住民説明会の開催(事前のモデル実施を含め 642 回、約 39,311 人参加)	2月 環境サービス課事務所棟に太陽光パネルを設置
4月		プラスチック容器、紙箱・包装紙の全市域収集の実施 燃やせないごみ収集業務委託拡大

	一般事項	ごみ処理関係
8月	第4回くらしとリサイクルフェア開催 (環境クリーン工場又はリサイクルプラザにて)	
12月	小矢部市の燃えるごみの焼却の処理受託開始	
15年3月		し尿処理施設(四屋浄化センター内)改築工事完工
7月		国分浜公衆トイレ竣工
8月	第5回くらしとリサイクルフェア開催 (環境クリーン工場又はリサイクルプラザにて)	
10月	高岡市市民の手による美しいまちづくり推進条例の施行	
12月	環境美化重点地区の指定(平米:定塚:下関: 伏木:太田:戸出:中田の7地区) 環境美化協定を10地区と締結し、活動を開始	
16年8月	第6回くらしとリサイクルフェア開催 (ウイング・ウイング高岡、リサイクルプラザにて)	
17年2月	高岡地区広域圏ごみ処理施設建設環境影響 評価方法書の公告・縦覧(2/10~3/9) ※環境影響評価方法書県知事意見受理(8/2) ※現況調査(H18.2~19.3)	
17年4月		家庭ごみの特別持込(祝日・休日の一部)を開始
6月	高岡地区広域圏ごみ処理施設 第1回技術検討会開催	
8月	第7回くらしとリサイクルフェア開催 (リサイクルプラザにて)	
11月	福岡町と合併 旧福岡町地域対象の高岡市合併処理浄化槽 維持管理費補助金交付要綱施行	福岡リサイクルセンター管理引継ぎ
18年3月		不燃焼物処理場(D地区)の施設整備基本構想策定
4月		その他カレットの資源化開始 収集コースの見直し ごみの持ち込み処理手数料の改定施行
8月	第8回くらしとリサイクルフェア	
10月		木質系廃棄物の民間資源化施設へのシフト 廃食油のバイオディーゼル燃料への資源化開始
12月		不燃焼物処理場管理棟改修事業 事業費 12,075,000 円
19年3月		不燃焼物処理場施設整備(D地区)の基本設計及び実 施設設計 不燃焼物処理場再生事業の現況調査実施

	一般事項	ごみ処理関係
4月		廃プラスチック(高分子系ごみ)の資源化開始
6月		第5期容器包装廃棄物分別収集計画の策定
7月	第10回技術検討会開催 ごみ処理施設技術検討会処理方式について答申	不燃焼物処理場(D地区)の施設整備着工
19年8月	第9回くらしとりさいくるフェア	粗大ごみ破碎残さからの金属回収の試行
10月	たかおかマイ箸運動の推進	割りばしと廃てんぷら油の資源化開始
20年3月	高岡市一般廃棄物処理基本計画の策定 高岡市災害廃棄物処理計画の策定	
4月	レジ袋の無料配布の取り止めの開始(マイバック持参)	
4月		一般家庭用生ごみ処理ディスプレイ購入補助の開始
6月		資源物の拠点回収(毎週日曜日、市内2箇所)の開始
21年3月		不燃焼物処理場施設整備事業完工(D地区) 埋立容量 115,000 m ³ 事業費 1,229,340 千円
22年2月		ハイブリッド式ごみ収集車導入(2台)
3月	高岡市環境基本計画の策定	
10月		拠点回収の資源物に小型家電類を追加
23年3月		不燃焼物処理場キャッピング覆土工事完工(A地区) 事業費 36,645 千円
4月		大型生ごみ処理機設置補助の開始 廃てんぷら油の回収場所の増設(35ヵ所)
12月		ひとり暮らし高齢者のごみ個別収集事業開始
24年3月	高岡市一般廃棄物処理基本計画の改訂	
4月	高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例改定	(資源物の持ち去り禁止の施行)
12月	東日本大震災に伴う岩手県山田町からの災害廃棄物の試験焼却の実施	
25年4月		東日本大震災に伴う災害廃棄物の本格受け入れを開始 期間 4月26日～7月31日 受け入れ実績 試験焼却 6.8t 本格受け入れ 511.9t 合 計 518.7t
26年1月		26日 拠点回収にて小型家電回収開始
26年2月	市内36地区の住民説明会開始(36回 5,347人参加)2月、3月実施	
4月	単位自治会の住民説明会開始(500自治会、30,456人参加)4月～9月実施	ごみの持ち込み処理手数料の改定施行 100kgまで 510円(消費税5%→8%) 戸別収集 2,780円(消費税5%→8%) し尿汲み取り料金改定(消費税5%→8%) 640円/100ℓ → 660円/100ℓ

	一般事項	ごみ処理関係
7月		4日 環境クリーン工場受入停止 10日火納式 7日 高岡広域エコ・クリーンセンター試験焼却開始
9月		環境クリーン工場、リサイクルプラザ及び福岡リサイクルセンターを廃止
10月	燃やせるごみ指定袋の変更(高岡市、氷見市、小矢部市共通) 高岡地域と福岡地域のごみの分別・収集を統一	高岡広域エコ・クリーンセンター本格稼働 高岡・福岡ストックヤード受け入れ開始 家庭系ごみの持ち込み処理手数料の改定施行 ・車両(2トン車まで)1台につき510円 ・車両(2トン車を超え4トン車まで)1台につき1,020円 (特別な処理を要する物については、1個につき300円を加算する。ただし、木質の家具類及び畳については1個につき100円を加算する。) 事業系ごみの持ち込み処理手数料の改定施行 ・車両(2トン車まで)1台につき1,240円 ・車両(2トン車を超え4トン車まで)1台につき2,480円 (特別な処理を要する物については、1個につき780円を加算する。ただし、木質の家具類及び畳については1個につき260円を加算する。)
27年4月		不燃焼物処理場の隣接地取得(11,700㎡) 敷地面積 234,800㎡ → 246,500㎡
28年4月	駆除用の薬剤(油剤、乳剤、殺鼠剤)の無料配布の終了(H27年度末)	
28年6月	高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例改定	(高岡・福岡ストックヤードでの事業系一般廃棄物の量の受け入れを終了)
29年4月	「高岡市不燃焼物処理場」を「高岡市埋立処分場」に施設名称変更	「都市鉱山から作る! みんなのメダルプロジェクト」による小型家電類の回収開始(3カ所) ごみ定期収集における2名乗車の実施 定員 32名(3名8台+2名4台)+臨時 13名
4月		し尿汲み取り料金改定 ・高岡区域(福岡区域除く) 660円/100ℓ → 800円/100ℓ ・福岡区域 620円/100ℓ → 800円/100ℓ
30年2月		「都市鉱山から作る! みんなのメダルプロジェクト」による小型家電類の回収箇所増設(4カ所)

	一般事項	ごみ処理関係
30 年3月	第2次高岡市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の策定 高岡市災害廃棄物処理計画の改定 高岡市環境基本計画(第2次)の策定 地域環境美化等協力金の廃止 四兼機購入補助制度の廃止 ごみ自家処理機材購入補助制度の廃止 一般家庭用生ごみ処理ディスポーザ購入補助制度の廃止 ごみ集積場設置補助制度の見直し 補助率 1/2→3/4 補助限度額 15 万円→10 万円 加算額の廃止 環境美化重点地区補助制度の見直し 補助金額 10 万円→8 万円 環境美化協定団体補助制度の見直し 補助金額 交付 4 回目まで3万円 →一律2万円 資源再生品集団回収事業奨励金交付制度の見直し 1kgあたり4円→H30 年度から1kgあたり3円	中田公衆トイレの解体
4月		パソコンの回収を開始(ストックヤード持ち込み) 「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」による小型家電類の回収箇所増設(22ヵ所)
31 年2月		旧環境クリーン工場解体工事完工
3月	福岡区域し尿汲取券の廃止	(仮称)新高岡ストックヤード建設工事着工 「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」による小型家電類の回収終了
4月		市役所本庁舎、環境サービス課、福岡ストックヤードの3か所に常設の小型家電回収ボックスを設置
令和 元年 10 月		し尿汲み取り料金改定(高岡市内全域 800 円/100ℓ→815 円/100ℓ)
2年1月		高岡市ストックヤード竣工
3月		高岡・福岡ストックヤード受け入れ停止
4月	高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例・規則改定施行	高岡市ストックヤード受け入れ開始 ストックヤードで家庭系一般廃棄物の受け入れを行う場合 ・10 キログラムまでごとに 100 円 (特別な処理を要する物については、1個につき 300 円を加算する。ただし、木質系の家具類、建具類及び畳については、1個につき 100 円を加算する。)

	一般事項	ごみ処理関係
2年4月	高岡市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例・規則改定施行	ストックヤードの受け入れ日を火曜日～土曜日に変更 埋立処分場で受け入れを行う場合 ・家庭系一般廃棄物 100 キログラムまでごとに 350 円 ・事業系一般廃棄物 100 キログラムまでごとに 900 円 事業系燃やせるごみ指定袋 1袋(45 リットル)につき 150 円 臨時に家庭系一般廃棄物の収集等を行う場合 1立方メートルまでごとに 3,500 円 (特別な処理を要する物については、1 個につき 300 円を加算する。ただし、木質の家具類、建具類及び畳については 1 個につき 100 円を加算する) 福岡ストックヤードの受け入れ停止に伴い、小型家電回収ボックスを福岡総合行政センターに設置
4年4月	機構改革により、環境政策室と環境サービス課を統合。環境政策課を新設。カーボンニュートラルなどの環境政策を環境保全と一体となって推進する。	
4月	高岡市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱施行(改正) 高岡市合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱施行(改正) 高岡市合併処理浄化槽水洗化促進補助金交付要綱施行(新規) 高岡市合併処理浄化槽水洗化工事資金利子補給金交付要綱施行(新規)	
5年7月	7月 12 日から 13 日にかけて豪雨災害が発生	
6年1月	1月 1 日に令和6年能登半島地震が発生	1月5日より災害廃棄物の仮置場を設置 (～令和6年3月 31 日まで)
4月		公費解体事業を開始(進行中)

	一般事項	ごみ処理関係
6年 10 月		プラスチック一括回収開始
7年4月	機構改革により、環境政策課から脱炭素部門を分離し、脱炭素推進課を設置	

発行年月	令和 7 年 10 月
発 行 者	高岡市生活環境文化部環境政策課 〒933-0951 富山県高岡市長慶寺 640 番地 電 話 0766-22-2144 F A X 0766-22-2341 E-mail kankyo@city.takaoka.lg.jp URL http://www.city.takaoka.toyama.jp/